# 明治地方制度の成立とその特徴(七・完) ―府県制の成立―

### 居石正和

```
第七章
                                                                                                                                                                 第六章
                                                                                                                                                                                      第五章
                                                                                                                                                                                                         第四章
                                                                                                                                                                                                                               第三章
                                                                                                                                                                                                                                                                      第一章
                                                                                                                                                                                                                                                                                                               目次
                                                                                                                                                                                                                                                                                           はじめに
                                                                                                                        課題の設定
(二)「法制局内務省会同協議案」
                                                                                (一) 山県有朋の欧洲巡遊調査
                   (一)「明治二二年一一月案」をめぐる動き
                                                                                                                                            府県制の成立
                                                                                                                                                                                                                              内閣原案をめぐる論争(以上、『島大法学』第三九巻第四号)
                                                                                                                                                                 府県制編纂への新たな出発(以上、『島大法学』第四八巻第四号)
                                                                                                                                                                                                                                                 モッセの自治論(以上、『島大法学』第三八巻第四号)
                                                            「明治二二年一一月案」
                                                                                                                                                                                                         府県制草案へのロエスレルの批判(以上、『同志社法学』第二五七号)
                                                                                                                                                                                     「井上氏自治論批判」と論争の決着(以上、『島大法学』第四六巻第二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                     「地方制度編纂委員会案」の成立(以上、『島大法学』第三八号第一号)
                                                                                                    「明治二三年一一月案」の起草
                                       法制局内務省会同協議
```

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

元老院での修正

府県制の制定

四

小括(以上、本号) (二) 枢密院での修正と府県制の公布

#### 課題の設定

本稿は、 山県帰国後再開された府県制編纂過程を分析し、その特徴を明らかにするものである。

府県制・郡制は、近代日本地方制度の基本法である。山県有朋を委員長とする地方制度編纂委員会は、明治二一

この法案は、閣議で承認をうけ、明治二一(一八八八)年一○月八日より開催された元老院の議定に付された(本稿 (一八八八) 年九月一二日、市制町村制と共通の基本原理と構想で作成された府県制・郡制法案を閣議に提出する。

では、この法案を「内閣原案」と呼称する)。

て向けられた。もし府県を自治団体とするならば、「府県会ハ其府県ノ最上権ヲ有シ府県知事ハーノ贅旄トナリ地方 を厳しく批判する。井上の批判は、「内閣原案」が、府県を自治団体とし、府県行政に自治領域を認めたことに対し 「内閣原案」が元老院の議定に付される頃、井上毅は、「府県制ニ対スルノ杞憂」を草し、「内閣原案」の基本構想

治ノ系統ヲ引テ、中央政府ニ及ホシ、国体国憲ヲ挙テ、之ヲ破壊スルノ漸ヲ開クニ至リテ止マントス」と井上は主張 した。「内閣原案」をめぐる元老院の審議は紛糾する。 ノ過半ハ、中央命令ノ及ハサル所トナリ、統一ノ政ハ、尾大ニシテ掉ラレサルノ病患ヲ生ジ、従テ余勢浸染シテ、自 山県有朋をはじめとする内務省の努力にも関わらず、ついに、「内

閣原案」は内閣に返上され、事実上の廃案となった。 府県制「内閣原案」の内閣返上直前、主管大臣である山県有朋は、 欧洲巡遊の旅に出る。 地方制度及び地方行政の

これを「調査委員案」と呼ぶ)が、山県洋行中に作成された。「明治二二年五月案」は、「内閣原案」返上をうけて新 稿ではこれを「明治二二年五月案」と呼ぶ)、そうして、明治二二(一八八九)年七月の日付がある草案(本稿では さらには、 査委員案」にいたる編纂過程のなかで「内閣原案」の基本構想は否定されるが、そこには、井上馨や伊藤博文の意向 とのみ規定して構成されていた。「調査委員案」は、井上毅の基本構想をほぼ全面的に採り入れた草案であった。「調 委員案」は、井上毅の意を受けて法制局員が編纂した草案で、「内閣原案」の自治の原理を否定し、府県を行政区画 たに起草された府県制草案であり、「内閣原案」と「府県制ニ対スルノ杞憂」の両構想を折衷したものである。 局長であった末松謙澄が編纂作業の中心となっていくようである。明治二二(一八八九)年五月に作成された草案(本 府県制・郡制の編纂作業は、 井上毅を中心とする法制局が編纂作業に積極的に関わってくることである。この時期、内務省では、県治 山県不在中に新しい動きを見せる。一つは、伊藤博文や井上馨が関与することであり、

すべきだというものであり、他の一つは、府県名誉職参事会員の員数を原則四名と減員すべきだというものであった。 府県制・郡制に対する山県の構想は、 想に対してある確信を持つようになる。日本にいる芳川顕正に伝えられたその確信とは、一つは、 .県は、欧洲各国の地方制度や地方行政実務を視察する過程で、「内閣原案」への自信を深め、府県制 府県制編纂作業は、山県帰国を待って再開されることになる。(6) 日本国内で進められていた府県制草案の構想とは相違するものであった。その 府県知事を議長と ・郡制の構

初に、 府県制・郡制編纂に関する以上の経緯をふまえ、本稿では以下の手順で分析を進めることにする。 山県有朋一行の欧洲巡遊を概観する。これにより、 山県の構想が形成される背景と経緯が明らかにされるであ 節では、

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(居石)

ろう。次に、山県帰国後、明治二一(一八八九)年一一月に編纂される府県制草案の特徴を分析する(本稿では、こ の草案を「明治二三年一一月案」と呼ぶ)。ここでは、「明治二三年一一月案」と「内閣原案」との関わりが特に指摘

稿では、これを「法制局内務省会同協議案」と呼称する)。第三節では、元老院及び枢密院での修正をみていく。「法 されるであろう。第二節では、まず、「明治二二年一一月案」をめぐる政府内の動向を探る。「明治二二年一一月案」 に対しては、法制局と内務省が会同協議して修正を加えていくが、その結果作成された草案の内容を次に分析する(本

制局内務省会同協議案」がここでの原案となるが、元老院と枢密院では、これに修正を加えている(本稿では、これを「元

老院修正案」及び「枢密院諮詢案」と呼ぶ)。

以上の分析をふまえ、 山県帰国後に再開され、成立にいたる、府県制編纂過程の特徴を指摘したい。

# 第一節 「明治二二年一一月案」の起草

## (一)山県有朋の欧洲巡遊調査

であった『中山寛六郎関係文書』に残る「巡欧日誌」に従って、欧洲巡遊の様子を見ていこう。(2) 年一〇月二日であるが、この間、 山県有朋は、明治二一(一八八八)年一二月、欧洲巡遊の旅に出る。 山県一行が帰国するのは、明治二三(一八八九) 一行は、 欧洲各国の地方制度や行政実務調査を精力的に行っている。以下、 随行員

フエ氏」を役所に訪問。この日より二月一七日にかけ、警視庁の巡視や区役所の調査をはじめ、山県一行は、フラン 山県一行は、明治二二(一八八九)年一月一一日にパリに到着した。 同月二五日、山県一行はフランス内務省県局長「ブ

ス国内で様々な実地調査を行っている。(4)

秘書官「チヲヤ」氏の案内により、「チビタ ベキア之郡役所ヲ巡視」した。一行は、郡長の出迎えを受け、 一行はイタリアに赴き、 国会を傍聴した後、イタリア各地を訪問する。三月一日には、一行は、 総理大臣 監獄など

を見学した後、 「チビタベキア」市庁を訪問、市長をはじめとする吏員の歓迎を受けている。

公使や荒川邦蔵参事官などの出迎えを受けている。いよいよ、山県一行は、ドイツにおける地方制度及び地方行政実 山県一行は、三月一六日午前九時四○分発の汽車でミランを出発。同日午後八時にバーゼル到着。翌一七日午後三 一行はフランクフルトに到着した。一行がベルリンに到着したのは、三月一八日午後八時四〇分。 西園寺

務の調査を開始する。

とある。一行は、市庁内各室を見分し、市長に面会、書類の取扱方の説明を市長から受けている。四月一三日に一行は「山 国会を巡視。この後、山県一行の地方行政実務視察は本格化する。「巡欧日誌」四月七日の記述には、「市庁ヲ巡視セリ」 三月二八日、 山県一行は郡会を巡視。ドイツにおける地方制度調査が開始される。三月三一日、一行はプロイセン

四月一五日には「州長ヲ訪フ」ている。そうして四月一六日には、一行は、「始メテ外務大臣ビスマ

当日の記録には、 ルク伯ニ面会」、翌一七日、「シャルロッテンボルグ之市庁ヲ巡視」している。翌一八日には、一行は内務省を訪問 過キテ写字課記録課ニ至リ各室ノ巡視ヲ了リ内務大臣ノ官宅ニ至リ内務大臣同婦人令嬢其他両三名ニテ午餐ノ馳走ア テ書類往復ノ手続ヲ質問ス説明不十分ナルニ付他日荒川参事官ヲ以テ殊更ニ該件ヲ研究セシメタリ夫ヨリ参事官室ヲ 「普国内務省ヲ巡視ス内務大臣ノ秘書官按内ニテ先ツ次官ノ官房ニ至リ夫ヨリ往復課ニ至ル此処ニ

リ」とある。山県一行は、四月二四日にブランデンブルグ州庁を巡視。二六日には、「ベルナオ」の戸長役場を巡視し、(E) 「寺院学校及ヒ消防事務所」を見学している。

行は、四月二九日に上院を巡視しているが、その時の議院の様子は、「午后上院ヲ巡視スモルトケ将軍議場ニ着

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

歳ヲ祈ル一同ノ議員祝声ヲ掲ク」と、その状況が記述されている。 席シ居レリ其他議官ハ皆白髪ニシテ何レモ五十歳以上ノ人ト認メラル」と記述されている。また、翌三〇日には、プ ロイセン下院の閉院式を見学している。「勅使来テ勅語ヲ伝達ス議長全議員ノ総代トナリ之レニ答辞ヲ奉リ 聖寿万

シタリ」と記述されている。この日から六月二五日にかけ、一行は、合わせて七回の講義をグナイストからうけるこ(3) よれば、「五月三日 プロイセン国内を巡視した山県一行は、五月三日より、グナイストの講義を受けることになった。「巡欧日誌」に グナイスト先生行政学大意ノ講議ヲ始ム毎日午后十二時半ニ来リニ時間演述スルノ約ヲ成

二七日には区役所を巡視しているが、この間(五月二五日と二七日)、オーストリー国会副議長の「クルメッキー」 ン郡役所戸長役場憲兵屯所始審裁判所納税事務所アルチデユクウヰルヘルム之別邸ヲ見物」している。一行は、五月 会シ内務次官澳国内務省事務之大体ヲ演述セリ夫ヨリ各室ヲ廻リアリテ内務大臣ノ官宅ニ於テ午餐ノ響アリ……午后 九時一五分にウィーンに到着している。その後、五月二一日には、「午后十時内務省ヲ巡視ス大臣官ニ於テ大臣ニ面 時ヨリ府会ヲ巡視ス」との記述が見える。翌二二日には、一行は、「州庁ヲ巡視」し、同月二四日には、「ベエテ(エラ) 五月一三日にベルリンでドイツ皇帝の謁見をうけた一行は、五月一六日にオーストリーに向け出発、 翌一七日午前

と面会している こうして、オーストリーにおける精力的な調査を終え、山県一行は、ブダペスト、ワルシャワを経て、六月二日、

リ午餐ヲ賜ル此夜県庁官房長某来リ露国地方制度ノ大体ヲ演述セリ」とあり、山県一行がロシアの地方制度を学んで(宮) 視庁県庁府県ヲ巡視」。翌七日の記述には「露帝及后宮両陛下ニペエートル「ホッフノ王宮ニ於テ謁見ヲ被仰付謁見ア ペテルスブルグに到着する。ロシアでは、一行は、クロンシュタット砲台を巡視したりしながら、六月六日には「警

いる様子が記されている。

七月一九日の国会巡視を手始めに、一行はイギリス各地を巡遊する。一行は、七月二五日、ロンドン市会を傍聴する。(ヨ) 欧洲大陸巡遊を終えた山県一行は、いよいよ、イギリスへと渡る。七月一七日午後七時一〇分、一行はロンドンに到着。 た。ベルギーでは、一行は、外務大臣、陸軍大臣、内務大臣と面会し、内務省や府庁、監獄などを巡視している。その後(空) 行は、パリに戻り、 東欧諸国巡遊を終えた山県一行は、六月一三日午後八時三〇分、ベルリンに到着。 貴重ナル時間ヲ費スヿヲ不欲モノゝ如シ諸事簡略ノ様ナレ圧知事ニ対シ敬礼頗ル厚シ知事起立シテ演説スルヿア キモハ可決トシテ次ノ議按ヲ朗シ去ル議事頗ル速ナリ而シテ可決シタルモハ議員ノ目前ニ於テ市ノ印ヲ調ス重要 リ古風ノ衣服ヲ着シ鬘ヲ頂キ入リ来ル書記等モ同様鬘ヲ被リ居レリ ○種々ノ議題ヲ提出シ書記官朗読シ別発議ナ ○議員総数言名[をより 府庁ヲ巡視シ倫頓府知事ニ面会ス知事 ○ 大臣カ市会ニ御来臨アランヿヲ乞フ即チ諾シ之レニ赴ク知事是カ議長ナ ヲ見タリ次ニペルシヤ王来英ノ節市会ニ来臨アリ議長ヨリ ○ 演説ヲ為シタル由ニテ其祝文ヲ封入シテ送ル為メニ レハ委員会数三十或ハ四十ノ委員会ヲ設クルヿアレハナリ夫ヨリ時トシテ六ヶ月位開会ス市会ノ為メニ用ユル室 二重シ議員中四十歳以下ノ人ナキカ如シ旧市会ヲ通看シタリ此所ハ今ハ委員会ノ集議所ニ用ユル由ナリ如何トナ レハ議員一同起立シテ聴聞ス知事ヨリ着席ヲ乞フテ皆席ニ就ク議場ヲ退去スル片ハ知事ニ向一礼シテ去ル礼儀実 ノ議按アルキハ反復之ヲ論究ス議事ノ体恰モ相談会ノ如シ各議員共好ンテ論説ヲナスノ風更ニナシ空論ノ為メニ 中断していたグナイストの講義を二度にわたって受けた後、 七月一四日にはフランス革命記念祭を観覧し、第四回パリ博覧会を見物している。こうして、(※) 七月四日にはベルギーのブリュッセルに到着し 再びドイツ国内を巡遊する。

(内務省罫紙)

一九

作リタル由ノ美麗ナル箱ヲ見タリ

に対して示される議員の敬意、議員の年齢が比較的高いことなど、井上毅が描くイギリスの自治議会とは異なる状況 ロンドン市会の様子が好感を持って描かれている。「知事」を議長とした平穏な議事進行の様子、「知事」

がそこにあった。

の後、グラスゴー、マンチェスター、リバプールと廻り、八月三日、リバプール港を出発、同月九日にはアメリカ合 ロンドン市会の巡視を終えた一行は、七月二九日にニューカッスルでアームストロング社の大砲製造所を巡視。そ

衆国のニューヨーク港に到着している。(3) ランシスコに到着。九月一一日午後三時、「ヲシアニック号」に乗船した一行は、サンフランシスコ港を出港、 一行は、八月二九日午後六時にニューヨークを出発、アメリカ大陸を横断し、九月七日午前一○時四五分、サンフ ハワ

制度・地方行政実務に関する知見を広めている。とりわけ、グナイストから直接講義をうけたこと、さらには、「知事」 イを経て、一○月二日午後一時に横浜港に到着した。 (※) 山県一行は、精力的に欧洲各国を巡遊していた。彼らは、各国の大臣や書記官長などから説明をうけ、 各国の地方

遊中の山県は、府県知事を府県会の議長とすること、さらには、名誉職参事会員の員数を四名に減員することを主張 するが、それもまた、 を議長として平穏に運営されていくロンドン市会の傍聴は、 欧洲巡遊によって山県自身が得た知見に基づくものといえよう。こうして、山県帰国後、 山県一行にとって貴重な経験となったであろう。 欧洲巡 府県

### (二)「明治二二年一一月案」

制編纂作業が再開される。

表紙に「明治二十二年十一月 府県制」と印字され、角秘の印が押されている府県制草案が遺されている。 印刷さ

れたもので、全六章九六条に及んでいる。 これが、本稿で「明治二二年一一月案」と呼ぶ府県制草案である。(②) 山県帰国後、

内務省で作成されたのがこの法案であると思われ、これ以後の府県制編纂作業は、この草案をもとに進められていく。図 まず、総則部分をみてみよう。

(表紙)

即秘

明治二十二年十一月

府県制

印

府県制

第一 章 総則

第一条

府県境界ニ当ル郡市町村ノ境界ヲ変更スルトキハ府県境界モ亦自ラ変更 スルモノトス

府県ノ配置分合及府県境界ノ変更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

国界ノ変更又ハ府県郡市町村ノ境界ニ当ル国界ヲ変更スルトキ亦本条ノ例ニ依ル

府県税徴収方法ニ関スル規則ニハ三円以下ノ罰金ヲ付スルコトヲ得其罰金ハ府県ノ収入トス 本条ノ処分ニ付其財産処分ヲ要スルトキハ内務大臣之ヲ定ム但特ニ法律ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス 府県ハ其府県有財産及営造物ノ管理並 ○府県税徴収方法ニ関シ規則ヲ設クルコトヲ得

規則ハ法律命令ニ抵触スルコトヲ得ス

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

## 規則ハ府県ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

(印 刷<sup>28</sup>

であろう。「明治二二年五月案」で条例制定権が削除され、「調査委員案」では規則制定権も否定されたのである。「明(፡፡) ろが、条例制定権・規則制定権を認めることは府県に自治を認めるものだとして井上毅に強く批判された。そのため 閣原案」は、その第八条で、条例制定権と共に「其府県ノ設置ニ係ル営造物ニ関シ」規則制定権を認めていた。 則制定権が認められたことである。府県制・郡制編纂に関わるこれまでの経緯からみて、これは重要な変更である。「内 しかし、第二に指摘したいのは、 総則部分で第一に指摘したいのは、地方行政区画としての府県の性格に基本的な変更は加えられていないことである。 治二二年一一月案」第二条は、 府県に規則制定権を認めただけでない。制定権の範囲は、「内閣原案」よりも幅広い 第二条により、「府県有財産及営造物ノ管理並 ○ 府県税徴収方法ニ関シ」府県に規 とこ

実は、「明治二二年一一月案」第二条は、「明治二二年五月案」第三条の復活であった。「明治二二年五月案」は、 第三条 府県ハ其府県有財産及営造物ノ管理并府県税徴収方法ニ関シ規則ヲ設ケ三円以下ノ罰金ヲ付スルコトヲ

事項に及んでいた。

規則ハ法律命令ニ抵触スルコトヲ得ス

得其罰金ハ府県ノ収入トス

規則 八府県ノ公告式ニ依リ之ヲ告示ス可シ

とある。 である。井上毅がいうように、条例制定権・規則制定権が府県の自治性を示すものだとするならば、「明治二二年 「明治二二年五月案」第三条と「明治二二年一一月案」第二条の内容が同じであることは、一見して明らか

(印 刷31

一一月案」第二条は、 部分的ではあるが、 府県の自治性を復活させたものと理解できる。これが、 「第一章 総則

にみられる特徴である

規定である。被選挙権の変遷を追えば、 それでは、 次に、「第二章 府県会」の規定を見ていこう。ここで最初に注目したいのが、 まず、「内閣原案」第一一条で次のように規定されていた。 府県会議員の被選挙権

東京市京都市大坂市ニ於テ選挙スル議員ハ各其市会議員中ヨリ之ヲ選挙 ス可シ 依ラスシテ自ラ郡会議員ト為ル者及自ラ其選挙ニ加ハルコトヲ得可キ者ハ総テ府県会ニ被選挙権ヲ有ス 市制町村制ノ規定ニ従ヒ府県内市町村ノ公民中選挙権ヲ有スル者、 郡制ノ規定ニ従ヒ大地主中選挙ニ

其他官吏ニシテ当選シ之ニ応セントスルトキハ所属長官ノ許可ヲ受ク可シ 其府(瘰疬ན)県ノ官吏及府県ノ有給吏員ハ府県会議員タルコトヲ得ス

会議員被選挙権を認める規定であった。ところで、市制第七条第一項では、「凡帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ ·内閣原案」第一一条は、府県内に住む市町村公民で選挙権を有する者及び郡会の大地主議員・その選挙権者に府県

定められていた。町村制においても、第七条及び第一二条で同様の規定が置かれていた。 男子二年以来(一)市ノ住民トナリ(二)其ノ市ノ負担ヲ分任シ及(三)其市内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年 市町村公民の大部分に選挙権が認められている。それ故「内閣原案」第一一条は、市町村公民の大部分に府県会議員 額二円以上ヲ納ムル者ハ其市公民トス」と規定され、第一二条第一項で「市公民(第七条)ハ総テ選挙権ヲ有ス」と 一部の人々は排除されるが

ところが、この規定は、「明治二二年五月案」で以下のように修正をうけた。

明治地方制度の成立とその特徴

(七・完)

―府県制の成立―

(居石)

の被選挙権を認めるものとなっていた。

制 ノ規定ニ従ヒ大地主中選挙ニ依ラスシテ自ラ郡会議員ト為ル者又ハ自ラ其選挙ニ加ハルコトヲ得可キ者ハ総 市制町村制ノ規定ニ従ヒ府県内市町村ノ公民中選挙権ヲ有シー年以上直接国税十円以上ヲ納ムル者及郡

テ府県会ニ被選挙権ヲ有ス

県会議員ノ被選挙権ヲ有ス 住居ヲ移シタル為メ市町村ノ公民権ヲ失ヒタル者其住居同府県内ニ在リ且ツ他ノ要件ヲ失ハサルトキハ仍ホ府

其府 其他官吏ニシテ当選シ之ニ応セントスルトキハ所属長官ノ許可ヲ受ク可シ 県ノ官吏及有給吏員神官僧侶其他諸宗教師ハ府県会議員タル コトヲ得ス

ある。これは、 最も注目すべき変更は、第一項中「一年以上直接国税十円以上ヲ納ムル者」との納税要件が新たに加えられたことで 被選挙権者を制限し、 有産者により府県会を構成しようとする修正である。(35)

「調査委員案」の被選挙権規定は、「明治二二年五月案」を踏まえたものである。

第六条 府県内市町村ノ公民中選挙権ヲ有シ其府県ニ於テ一年以来直接国税十円以上ヲ納ムル者ハ府県会ノ被選

権ヲ有ス

被選権ヲ有ス 住居ヲ移シタル為市町村ノ公民権ヲ失ヒタル者其住居同府県内ニ在リテ他ノ要件ヲ失ハサルトキハ仍府県会ノ

前項ノ外ノ官吏ニシテ当選シ之ニ応セントスルトキハ本属長官ノ許可ヲ受クヘシ 其府繋ॢॣॢॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॣॖॣॖ の: 神官及数宗ノ僧侶又ハ教師ハ府県会議員タルコトヲ得ス

府県会議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

(法制局罫紙)

大地主議員で「一年以来直接国税十円以上」を収めていないものはあまり存在しないであろう。この規定の削除は、 たに修正されたのは、 調査委員案」は、「一年以来直接国税十円以上ヲ納ムル者」という納税要件を受け継いでいる。「調査委員案」で新 第一に、郡会大地主議員及びその選挙権者の被選挙権を否定したことである。 ただし、郡会の

実際にはそれ程大きな影響を与えないと思われる。「調査委員案」の修正で最も注目したいのは、 職禁止が新たに規定されたことである。これにより、府県会と衆議院との関係が制度上断ち切られた。

衆議院議員との兼

「明治二二年一一月案」では、府県会議員の被選挙権はどのようになっているであろうか。

市制町村制ノ規定ニ従ヒ府県内市町村ノ公民中選挙権ヲ有スル者及郡制ノ規定ニ従ヒ大地主中選挙ニ依

第五条

被選挙権ヲ有ス

住居ヲ移シタル為市町村ノ公民権ヲ失ヒタル者其住居同府県内ニ在リ且他ノ要件ヲ失ハサルトキハ仍府県会ノ ラスシテ自ラ郡会議員ト為ル者又ハ自ラ其選挙ニ加ハルコトヲ得ヘキ者ハ総テ府県会ノ被選挙権ヲ有ス

府県会議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス 其府驟緊緊県ノ官吏及有給吏員神官諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ府県会議員タルコトヲ得ス 前項ノ外ノ官吏ニシテ当選シ之ニ応セントスルトキハ本属長官ノ許可ヲ受クヘシ

調査委員案]の「一年以来直接国税十円以上ヲ納ムル者」との納税要件は排除され、市町村公民中選挙権を有する

(印刷<sup>38</sup>

者が府県会の被選挙権者であると規定されている。 いる。これらは、いずれも「内閣原案」の復活である。 また、 郡会大地主議員及びその選挙権者の被選挙権も認められて

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

である。まず、「内閣原案」をみてみよう。 府県会に関わり第二に注目したいのは、府県会議員の選出及び任期に関わる東京市・京都市・大阪市への特例規定

府県会ハ府県内郡市ニ於テ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

郡市ニ於テ選挙ス可キ府県会議員定数ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但各郡市ヲシテ少クトモ一人ノ議員ヲ選挙セシム

第十一条 (第二項—居石) 東京市京都市大阪市ニ於テ選挙スル議員ハ各其市会議員中ヨリ之ヲ選挙ス可シ

府県会議員ハ名誉職トス其任期ハ四年トシ毎四年其全数ヲ改選ス

東京市京都市大坂市市会解散ノ場合ニ於テモ亦同シ 東京府京都府大坂府府会議員ノ任期ハ三年トス但東京市京都市大坂市市会ノ毎定期改選後直ニ其全数ヲ改選ス

解任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得

(印刷<sup>39</sup>

することにしている。 いる。そのうえでさらに、東京市・京都市・大阪市選出府会議員の任期を選出母体の市会議員の任期と連動させている。 「内閣原案」では、第一に、三大都市の府会議員の選出方法に特段の規定を設け、三大都市の各市会議員中より選出 第二に、東京府・京都府・大阪府府会議員の任期に特段の規定を設け、 任期を三年と短くして

「内閣原案」では、議員の選出方法及び任期について、三大都市選出府会議員に特例を設けていたのである。

それでは次に、「明治二二年五月案」の規定をみてみよう。

第四条 府県会ハ府県内郡市ニ於テ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

郡市ニ於テ選挙ス可キ府県会議員ノ定数ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但各郡市ヲシテ少クトモ一人ノ議員ヲ選挙セシ

#### ム可シ

東京市京都市大阪市ニ在テハ特ニ府会議員ヲ選挙セス其市会議員ヲ以テ之ニ充ツ但勅令ヲ以テ其府会ニ出席ス

ヘキ議員ノ数ニ制限ヲ付スルコトアル可シ

第七条 府県会議員ハ名誉職トス其任期ハ四年トシ毎四年其全数ヲ改選ス

東京府京都府大阪府ニ在テハ其市部議員ノ任期ハ市会議員ノ任期ニ従フ但府会ニ於テ解散ヲ命セラレ タル トトキ

解任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得

ハ市会モ亦自ラ解散ヲ命セラレタルモノトス

此法律中東京府京都府大阪府々会ノ市部議員トアルハ東京市京都市大阪市ノ市会議員ヲ謂ヒ郡部議員トアルハ

東京市京都市大阪市ヲ除キ其他ノ部分ニ属スル議員ヲ謂フ

「明治二三年五月案」では、第一に、 東京市・京都市・大阪市では、市会議員が府会議員を兼職することとした。

(印 刷<sup>4</sup>0

なお、

うと規定し、「内閣原案」第一二条第二項の規定を整理した。「明治二二年五月案」は、「内閣原案」で示された三大 勅令により府会議員の員数を制限することができる。第二に、三大都市部選出府会議員の任期は市会議員の任期に従

それでは、「調査委員案」はどのように規定していたか。

都市への特例を受け継ぎ、それを整理したといえる。

第四条 府県会ハ府県内郡市ニ於テ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ組織

ス

郡市ニ於テ選挙スヘキ府県会議員ノ定数ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

府県会議員ノ選挙ハ市ニ在テハ市制ニ従ヒ市会ニ於テ之ヲ行ヒ郡ニ在テハ郡制ニ従ヒ郡会ニ於テ之ヲ行

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(居石)

第 八<sup>七</sup> 条 府県会議員ハ名誉職トス其任期ハ四年トシ毎四年其全数ヲ改選ス

解任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得

(法制局罫紙)

についても、三大都市部への特例規定は存在しない。「調査委員案」は、「内閣原案」以来定められてきた三大都市へ 『調査委員案』では、選挙区を市部・郡部に分ける規定が存在するのみで、議員の選出方法についても、 議員の任期

の特例を否定したのである。

それでは、 「明治二二年一一月案」ではどうであろうか。

第三条 郡市ニ於テ選挙スヘキ府県会議員ノ定数ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但各郡市 ヲシテ少クトモー人ノ議員ヲ選挙セシ 府県会ハ府県内郡市ニ於テ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

ムヘシ

東京市京都市大阪市ニ在テハ特ニ府会議員ヲ選挙セス其市会議員ヲ以テ之ニ充ツ但勅令ヲ以テ其府会ニ出席ス へキ議員ノ数ニ制限ヲ付スルコトアルヘシ

第六条 府県会議員ハ名誉職トス其任期ハ四年トシ毎四年其全数ヲ改選ス

東京府京都府大阪府ニ在テハ其市部議員ノ任期ハ市会議員ノ任期ニ従フ但府会ニ於テ解散ヲ命セラレタルトキ

ハ市会モ亦自ラ解散ヲ命セラレタルモノトス

解任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得

此法律中東京府京都府大阪府府会ノ市部議員トアルハ東京市京都市大阪市ノ市会議員ヲ謂ヒ郡部議員トアル

ハ

東京市京都市大阪市ヲ除キ其他ノ部分ニ属スル議員ヲ謂フ

(印 刷<sup>42</sup>

府県

|明治||二年||一月案||は、「明治||二||年五月案||の規定を整理・復活させている。 これは、三大都市部に特例を認める [内

府県会に関わる注目点として、最後に、府県会議長の選任規定をみてみよう。そもそも、「内閣原案」では、

閣原案」の構想を復活させたものと理解できる

会議長には府県知事をあてることになっていた。

第二十五条 府県会ハ府県知事ヲ以テ議長ト為ス

この規定に井上毅は反対し、「府県制ニ対スルノ杞憂」のなかで、議長は議員の互選制とすべきだと主張した。⑷

議長故障アル時ノ為メ府県会ハ初回ノ通常会ニ於テ予メ議員中ヨリ議長代理一名ヲ互選ス可シ

|明治||二||年五月案||では、府県会議長の選任方法を次のように規定している。

第二十一条 府県会ハ毎定期改選後又ハ解散後ノ初会ニ於テ議長及副議長各一名ヲ互選ス可シ其任期ハ議員ノ任

議長副議長共ニ故障アルトキハ仮議長ヲ互選スヘシ

期ニ従フ

同年者ニ於テ抽籤セシム可シ 一項及第二項ノ選挙ヲ為スニ付テハ出席議員中ノ年長者ヲ以テ議長ト為ス可シ若シ年齢ニ依リ難キトキハ其 (印刷<sup>45</sup>

「明治二二年五月案」は、府県会議長を府県会議員の互選制としている。「調査委員案」でも、「明治二二年五月案」

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

れたのである。 の構想が踏襲されている。「明治二二年五月案」から「調査委員案」にかけ、府県会議長は議員の互選制へと変更さ

それでは、「明治二二年一一月案」では、府県会議長をどのように規定しているのであろうか。

第二十条

府県会ハ府県知事ヲ以テ議長ト為ス

府県会ハ改選後ノ初会ニ於テ副議長一名ヲ互選スヘシ其任期ハ議員ノ任期ニ従フ

議長副議長共ニ故障アルトキハ仮議長ヲ互選スヘシ

確信し、それを芳川顕正内務次官に書き送っていた。府県会議長を議員の互選制とする「調査委員案」の規定は、「明 明らかに、「内閣原案」の規定に戻されている。 欧洲巡遊中の山県有朋は、 府県知事が府県会議長を勤めるべきだと

(印 刷<sup>47</sup>

治二二年一一月案」で覆されたのである。 - 明治二二年一一月案」の分析に関わり、三番目に、参事会制度について言及しよう。参事会の性格は、「明治二二

格を明確にしている。 年一一月案」でも府県会の補助議決機関とされている。むしろ、「調査委員案」を整備し、 一例として、「調査委員案」第五一条、国と府県との間の争訟に関する規定をみてみよう。 補助議決機関としての性

調査委員案」では

第五十一条 国ト府県トノ間ニ起リタル争訟ニ付テハ府県参事会ノ指名シタル会員一名府県ノ名ヲ以テ其原告若

(法制局罫紙)

とされていた。この規定が、「明治二二年一一月案」で削除されている。「調査委員案」第五一条の規定は、国と府県

とが別人格である場合を想定した条項である。しかし、府県が国の行政区画であるならば、府県と国との間で争訟が

起きる事態は理論上考えにくい。「明治二二年一一月案」での削除は、理論上の混乱を避けるものとなっている。

府県参事会の権限は、「明治二二年一一月案」でも「調査委員案」がほぼそのまま受け継がれている。「旣 |明治||二年||一月案||は、参事会の構成について「調査委員案」を大きく修正した。 「内閣原案」 から 「調査委員案

にいたる過程で、参事会の構成は次のように変遷している。「内閣原案」では

第三十七条 府県ニ府県参事会ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一府県知事

二 高等官二名

名誉職参事会員六名但府県条例ヲ以テ其定員ヲ増加スルコトヲ得

東京府京都府大坂府ニ於テハ名誉職参事会員ヲ十二名トス

(印刷<sub>51</sub>)

明治二二年五月案」では、

第四十一条 府県ニ府県参事会ヲ置キ五名以上八名以下ノ名誉職参事会員ヲ以テ之ヲ組織ス其人員ハ府県会ノ議

決スル所ニ依ル 東京府京都府大阪府ニ在テハ郡部議員ニ於テ互選スル名誉職参事会員ヲ五名以上八名以下トシ仍ホ東京市京都

市大阪市ノ市会名誉職参事会員ヲ以テ府会ノ名誉職参事会員ニ充ツ

第四十二条 庁ニ奉職ノ高等官二名以下ヲ以テ参事会員ニ加フルモノトス 市制町村制ノ規定ニ依リ府県参事会ニ於テ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ前条名誉職参事会員ノ外其府県

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(印 刷<sup>52</sup>

そうして、「調査委員案」では

第三十九条 府県会ハ其議員中ヨリ五名以上八名以下ノ府県参事会員ヲ互選スヘシ其人員ハ府県会ノ議決スル所

ニ依ル

府県参事会員ハ名誉職トス

第四十条 市制町村制ノ規定ニ依リ府県参事会ニ於テ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ名誉職参事会員ノ外其府県ノ高等

官二人ヲ以テ参事会員ニ加フヘシ

(法制局罫紙)

となっている。

のとなっている。府県高等官が参事会に加わるのは、府県参事会に裁決が求められた場合のみであり、例外的である。 ころが、「明治二二年五月案」及び「調査委員案」では、府県参事会は、名誉職参事会員と府県知事とで構成されるも 会が選出した名誉職参事会員が、府県知事及び府県の高等官二名と共に参事会を常時構成することになっていた。と 「内閣原案」と「明治二二年五月案」との間で、参事会の構成に大幅な変更が加えられた。「内閣原案」では、 府県

なかから府県会が選出することとしていた。第二に、「内閣原案」では、東京市・京都市・大阪市部選出の府会議員 用されていることがある。「内閣原案」は、第三九条第三項で、府県会議員の被選挙権者のうち満三○才以上の者の とそれ以外の地域選出の府会議員が府名誉職参事会員をそれぞれ半数選出することになっていた(第四○条)。 二一年五月案」では、郡部議員の互選による名誉職参事会員とともに、東京市・京都市・大阪市市会名誉職参事会員 「明治

その他、名誉職参事会員の選出に関わる変更として、第一に、府県会議員の互選制が「明治二二年五月案」以来採

が府会の名誉職参事会員になるよう規定されていた(第四一条)。しかし、「調査委員案」では、これらの特例を否定し、

三大都市部を区別する規定は削除されている。以上が参事会規定の変遷であった。

ところで、「明治二三年一一月案」は

「名誉職参事会員ハ府県会ニ於テ其議員中ヨリ之ヲ互選スヘシ」 府県ニ府県参事会ヲ置キ府県知事高等官二名及名誉職参事会員六名ヲ以テ之ヲ組織ス

東京府京都府大阪府ニ在テハ郡部議員ニ於テ互選スル名誉職参事会員ヲ六名トシ仍東京市京都市大阪市ノ市会

名誉職参事会員ヲ以テ府会ノ名誉職参事会員ニ充ツ

府県参事会ハ府県知事ヲ以テ議長トス議長故障アルトキハ高等官会員之ヲ代理ス

(印刷<sup>57</sup>

と定めていた。

県は六名と明確に定めたことである。そうして第二に、府県高等官二名が常時参事会の構成員となることである。こ 調査委員案」からの変更点は、大きく分けて二点ある。第一点は、府県名誉職参事会員の員数を三府は一二名、 いずれも「内閣原案」で定められていたものである。「内閣原案」では、府県条例によって名誉職参事会員

の員数を増加できるとしているが、この点を除けば、「明治二二年一一月案」は、ここでもまた、「内閣原案」の規定

では、 を復活させているのである。 参事会について、最後に、三大都市に関わる特例を紹介しておこう。これについては第一に、「明治二二年一一月案. 東京市・京都市・大阪市市会名誉職参事会員をもって府会名誉職参事会員にあてることにしている点を指摘し

たい。これは、「明治二二年五月案」で規定された三大都市部の特例を復活させたものである。

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(居石)

次に、

第四十八条 事会員ノ定数ニ超ユルコトヲ得ス但会同議決ニ出席スヘキ者ハ市部名誉職参事会員ニ於テ予メ其互選ヲ以テ之 市部参事会員及郡部参事会員ニ於テ会同議決スヘキ事件ニ付テハ市部名誉職参事会員ノ出席員ハ郡部名誉職参 ; クハ郡ニ関スルモノハ市部名誉職参事会員ニ於テ其事件ノ議事ニ参与シ及議決ニ加ハルコトヲ得ス 部名誉職参事会員ニ於テ其事件ノ議事ニ参与シ及議決ニ加ハルコトヲ得ス其東京市京都市大阪市外ノ市町村若 東京府京都府大阪府参事会ノ職権ニ属スル事件ニシテ専ラ東京市京都市大阪市ニ関スルモノハ其郡

があげられる。これによれば、市部に関わる審議では市部名誉職参事会員のみが議事に参与し、郡部に関わっては郡

(印刷<sub>0</sub>0

ヲ定ムヘシ

部名誉職参事会員のみが議事に参与することになる。この特例規定は、やはり、「内閣原案」に存在している。 第四十七条 都市大坂市外ノ市町村若クハ郡ニ関スルモノハ郡部議員ニ於テ選挙シタル名誉職参事会員及其代理者ノミ其事 会市部議員ニ於テ選挙シタル名誉職参事会員及其代理者ノミ其事件ノ議事ニ参与シ及議決ニ加ハリ其東京市京 東京府京都府大坂府参事会ノ職権ニ属スル事件ニシテ専ラ東京市京都市大坂市ニ関スルモノハ其府

件ノ議事ニ参与シ及議決ニ加ハルモノトス

(印 刷(ii

査委員案」によって削除された三大都市への特例規定が、ここでもまた復活している。 「明治二三二年一一月案」 第四八条第一項が、「内閣原案」第四七条の規定を整理したものであることは明瞭である。 調

それでは、第四に、「第五章 監督」をみていこう。

府県会及び府県参事会の議決に対する府県知事及び内務大臣の監督権限につき、「内閣原案」は、

第八十八条 其執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府県知事ノ処分ニ対シ府県会又ハ府県参事会不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴 再議セシメ猶其議決ヲ更メサルトキハ直ニ内務大臣ノ裁決ヲ請フ可シ其権限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背クニ依テ ハ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止ス可シ其公益ヲ害スルニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタルトキハ府県知事ハ之ヲ 府県会又ハ府県参事会ノ議決其権限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ府県知事

スルコトヲ得

(印 刷<sup>©</sup>

議決を停止した場合は、府県会及び府県参事会に再議が命じられる。なお、 ものと府県知事が認定すれば、 反しているとして議決の執行が停止された場合、 と規定していた。この条項は、 その議決を停止するよう府県知事に命じている。このうち、公益に害あるものとして 府県会及び府県参事会の議決が権限を越え、 府県会及び府県参事会は、 法律命令に反するかまたは公益に害ある その処分を不服として行政裁判所に出訴 議決が権限を越え、または法律命令に違

することができる

これに対し、「調査委員案」第八四条(修正前第八三条)の規定は 明治二二年五月案」第八八条も、「内閣原案」と同様の規定である。

第八十三条 テ其執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府県知事ノ処分ニ不服ナル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得 ハ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ内務大臣ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ其権限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背クニ依 府県会又ハ府県参事会ノ議決其権限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ府県知事

(法制局罫紙)

事会への再議手続を省略している点で、「内閣原案」と異なっている。 と定めている。 「調査委員案」は、行政訴訟に関する規定は「内閣原案」を踏襲しているものの、 府県会及び府県参

これに対し、「明治二二年一一月案」では、

第八十二条 再議セシメ猶其議決ヲ改メサルトキハ直ニ内務大臣ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ其権限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背 クニ依テ其執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府県知事ノ処分ニ不服ナル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得 ハ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止スヘシ其公益ヲ害スルニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタルトキハ府県知事 府県会又ハ府県参事会ノ議決其権限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公益ヲ害スト認ムル トキハ府県知事 ハ之ヲ

(印刷)

閣原案」第八八条の復活であることは明瞭である。 とされ、再議を命ずる規定が復活している。文言もほぼ「内閣原案」と同じである。「明治二三年一一月案」第八二条が「内

が重要である。まず最初は、 明治二二年一一月案」分析の最後に、「第六章 「明治二二年一一月案」第九〇条である。 附則」をみていこう。ここでは、三大都市への特例規定の取扱い

第九十条 知事又ハ府県参事会ニ訴願スルコトヲ許セル事項ニ付テハ其不服ノ場合ニ於テ内務大臣ニ訴願 此法律発布ノ日ヨリ東京市京都市大阪市ニ在テハ内務大臣ニ於テ直接ニ市ノ行政ヲ監督シ市制中府県 スルコトヲ得ル

モ ノハ直ニ内務大臣ニ訴願シ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルモノハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(印刷<sup>66</sup>

これは、東京市・京都市 内務大臣に直接訴願できることとなり、行政裁判所へも直ちに出訴出来ることになった。 ・大阪市の行政については、内務大臣が直接監督者となるとの規定である。 それ故、この三市は、

この規定は、「明治二二年五月案」を踏襲するものである。「明治二二年五月案」は、

第九十七条 此法律発布ノ日ヨリ東京市京都市大阪市ニ在テハ内務大臣ニ於テ直接ニ市ノ行政ヲ監督シ市制中府

県知事又ハ府県参事会ニ訴願スルコトヲ許セル事項ニ付テハ其不服ノ場合ニ於テ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

モノハ直チニ内務大臣ニ訴願シ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルモノハ直チニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ

得

ル

(印 刷<sup>67</sup>

とある。

一月案」は、これを再度規定したのである。 さらに、「明治二二年一一月案」第九三条も、三大都市への特例に関わるものである。 東京市・京都市・大阪市の行政を内務大臣が直接監督することは、「調査委員案」では否定された。「明治二二年(88)

此法律施行ノ後ハ市制第百二十二条第三ニ定ムル附加税徴収ノ許可ハ東京市京都市大阪市ニ在テハ

地租七分ノ三、二五(二十八分ノ十三) 及直接国税満額其他ノ市ニ在テハ地租ノ附加税ニ付テハ其七分ノ一半 (十四分ノ三) ヲ超過スル時之ヲ要スルモノトス

ここでいう市制第一二二条第一項第三号は、市会が「地租七分ノ一其他直接国税百分ノ五十ヲ超過スル附加税」 (印刷<sup>69</sup> の賦

課を議決した時には、内務大臣及び大蔵大臣の許可を得て徴収するとする規定である。「明治二二年一一月案」によ ||二年五月案||第一〇〇条を修正したものである。 東京市 ・京都市・大阪市会の場合は、 他の市会に較べて若干広い裁量が認められている。この規定は、 一明治

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

会議員の被選挙権者の範囲が拡大されたことなどは、その一例といえるであろう。たしかに、 第一は、 げなければならないことは、「内閣原案」の諸規定が復活していることである。そのなかで注目したいのは二点ある。 活したわけでもない。しかし、 においても、 府県に自治を認める規定が一部復活したことである。たとえば、府県に規則制定権が認められたこと、 山県帰国後に作成された「明治二二年一一月案」を考察してきた。「明治二三年一一月案」の特徴としてあ 府県の法人格は認められていない。また、「調査委員案」で否定された自治につながる条項が完全に復 たとえ一部ではあれ、 自治の性格を有する規定が復活したことは、「明治二二年一一 「明治二二年一一月案」 府県

原案」で定められていた三大都市部への特例規定を復活させている。 わりも指摘できる。「調査委員案」では三大都市への特例規定が否定されたが、「明治二二年一一月案」では、「内閣 第二は、東京市・京都市・大阪市への特例規定が復活したことである。この点では、「明治二二年五月案」との関

「内閣原案」復活の理由として、山県の帰国という要因を考えることは可能であろう。この点で、山県が欧洲巡遊

月案」の特徴として注目すべきものであろう。

中に抱いた確信の扱いは示唆的である。山県は、 たことは、山県の確信に沿ったものと評価できよう。 誉職参事会員の員数を六名とする規定が「内閣原案」の復活であること、また、名誉職参事会員の員数の幅をなくし 主張は、 知事とすることであり、もう一つが、府県の名誉職参事会員を原則四名と減員することであった。このうち、 「明治二二年一一月案」のなかに実現する。たしかに、もう一つの主張は実現していない。 欧洲巡遊の結果、二つの点を主張する。 山県帰国後、 内務省は府県制編纂作業を再び主導しようとする。 一つは、 府県会議長を府県 しかし 第一の 府県名

|明治二二年一一月案| は、その後、法制局と内務省との会同協議にかけられていく。 はたして、 井上毅を中心と

「明治二二年一一月案」として結実したのである。

## 第二節 法制局内務省会同協議

## (一) 「明治二二年一一月案」をめぐる動き

判と山県有朋の主張との間で板挟みとなっていた。末松は伊藤博文に書簡を呈している 内務省県治局長として府県制の編纂作業にあたっていた末松謙澄は、「明治二二年一一月案」に対する井上毅の批

閣下の高案拝聴を得候へは難有奉存候。野生の私見にては矢張府県会は従来の如く公選議長となす方なるへし。 外々の事は兎も角も此事丈は原案通りに致し置趣に御座候。何れにしても知事郡長其人に因る事にて、 も法制局において中々の異論に御座候処、グナイスト氏は大に原案通りになす事の必要を含翁に説たる様子にて、 彼等には参考に可相成もの可有之と被察候。精細の調査多謝の段郡長にも御序の折御伝言可被下候。原案中府県 云ふも弊ありと云ふも共に想像論に不過義には有之候得共、我国の情勢に照し何れか得策たるへきや。 知事郡長を以て府県会議長に充候事は含雪翁頗る熱心の点に有之候処、法制局、元老院に於ては異論多く、 府県郡制付箋の分御送付不堪鳴謝候。鳥渡一閲仕候処主義等に関したる処は差たる事無之様被存候得共、 害ありと 文字等 合同

松は確認した。伊藤の調査に謝意を述べつつ、末松は、 意見を付して草案を末松に返却している。 末松は、府県制・郡制草案を伊藤に渡し、伊藤の意向をうかがっている。これに対し、 府県制・郡制草案の基本理念が伊藤の意向と基本的に異ならないことを末 法制局と内務省との協議の様子を伊藤に伝えている。 伊藤は「精細の調査」を行い、

郡会はどちらにても宜からん。

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

のが、 明 治二二年一一月案」をめぐり、 府県知事および郡長を府県会および郡会の議長とする規定の取り扱いであった。 山県が強く主張しているものであり、グナイストもまた、欧洲巡遊中の山県に強く説いた模様である。 法制局と内務省とで協議が行われていた。協議の場で大きな焦点となっている 末松の書簡によれば、 この規

求めていた。末松は、 「明治二二年一一月案」について伊藤博文に書簡を送っている。 両者の板挟みにあい、伊藤博文の判断をうかがったのである。 この規定に対しては法制局や元老院から異論が出されていた。

法制局と内務省との協議の場でも法制局は強く修正を

府県制再案大分好相成候へとも、府県知事ヲ会議之長とする件ハ、今日之有様ニ而知事ハ一ノ愚弄物と成ル事ハ

之急進と存候、 目前ニ有之、好而面倒之種子を蒔くハ難了之事ニ有之候、又府県会議員被選権ヲ普通公民ニ広ムル事、 是ハ国会之選挙ニも関係し、少シ考物と存候、

十二月四日

伊藤伯閣下

ことへの批判である。これは、「府県制ニ対スルノ杞憂」以来井上が批判し続けてきたものである。(3) 井上毅は、 「明治二二年一一月案」に対して二点の批判を伊藤に伝えた。第一点は、府県会の議長を府県知事とする かし、 山県は、

毅

余り過激

大したことである。「明治二二年一一月案」で「内閣原案」が復活し、市町村公民全般に府県会議員の被選挙権 府県知事を府県会議長とすることに強くこだわっていた。第二は、府県会議員の被選挙権者を「普通公民」にまで拡 められていた。 しかし、 これは「余り過激之急進」の措置であると井上毅は批判する。 その際、 井上毅は、 国会議 が認

の被選挙権規定に「満一年以上其ノ選挙府県内ニ於テ直接国税十五円以上ヲ納メ仍引続キ納ムル者」との納税要件を

四〇

入れていることを引き合いに出している。(4)

郡制制定のためには、 この段階でもなお、 井上毅と山県有朋との間に、府県制構想をめぐり大きな溝が存在していたといえよう。 両者の間に存在する構想の対立を調整する必要がある。伊藤博文に宛てた末松謙澄の書簡が残 府県制

府県郡制之事は小生執筆之案には議長公選之事に致置候処、 含雪翁も遂に先日の案をは抛擲し右小生執筆之案を

其儘採用する事に決意し、其中議長之一事のみは旧案之通りに復し度との意見より彼是困難を来したる次第に有

山県有朋が、 猶井上毅氏より徐々に含翁を説く筈に御坐候(s) これが府県制編纂に大きな障害となっていること、そのため、井上毅自らが山県を説得する予定である 末松謙澄起草になる府県制草案を承認したこと、しかし、府県知事を府県会議長とするよう主張し続け

ことが伊藤に伝えられている。井上毅の説得を山県が受け入れるか否か。府県制・郡制草案をめぐる法制局と内務省

との構想の対立は、 いよいよ最終的な調整段階に入っていく。

県説得にあたろうとする井上毅の積極的姿勢である。内務省の構想の背後に山県の存在が認められるが故に、 に意向をうかがっていることである。また、井上毅も「明治二二年一一月案」に対する自らの意見を伊藤に伝えている。 説得は必須となるのである。第三に、 内務省内で意見の相異が存在していたことをうかがわせるものである。第二は、 府県会議長の選任方法については、議員の互選制を末松が支持していることである。これは、府県制の構想をめぐり ぐり、法制局と内務省とが対立していることである。この対立は、井上毅と山県有朋との対立であった。興味深いのは、 以上の分析で明らかになったのは、三点ある。第一に、府県知事および郡長を府県会及び郡会の議長とする案をめ 法制局と内務省、 とくに山県有朋との対立を処理するために、 構想の対立を調整するため、 末松が伊藤博文 自ら山 Ш 県

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(居石

府県制草案起草にあたり、 えて進められていく。 伊藤の意見は重要な判断材料であった。法制局と内務省との会同協議は、以上三点をふま

## (二) 「法制局内務省会同協議案」

の直後に編綴されている。これが、「法制局内務省会同協議案」と本稿で呼ぶものである。(6) 『大森文書』二九では、「明治二二年一一月案」に墨書で修正が加えられた府県制法案が、 「明治二二年一一月案」

(表紙)

印包

明治二十二年十一月『十二月廿八日法制局ニ於テ会同協議最終決定之分』

府県制『○印ハ法制局ニ於テ郡制ト対照之上更ニ修正ヲ加ヘタリ(帰)

廿三年一月十七日』 即〔〕

表紙への書き込みから、「明治二二年一一月案」修正の経過がうかがえる。それによれば、「明治二三年一一月案」

この修正案は、その後、郡制案との調整が法制局内で諮られ、さらに修正が加えられる。以上の二段階の修正の結果 に対する法制局と内務省との会同協議が開催され、明治二一(一八八九)年一二月二八日に最終修正案が作成される。

明治二三(一八九〇)年一月一七日、最終案が完成する。

三章 この法案は 府県参事会吏員及委員」の順に分析を加えていこう。 「明治二二年一一月案」をどのように修正したのであろうか。 第一 章 総則」 第二章 府県会」

最初は、 「第一章 総則」への修正である。

第

第一 条 府県ノ廃置分合及府県境界ノ変更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

注 府県境界ニ当ル郡市町村ノ境界ヲ変更スルトキハ府県境界モ亦自ラ変更スルモノト ミル ż

ノ 処分ニ付其財産処分ヲ要スルトキハ内務大臣之ヲ定ム但特ニ法律ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス

₹規 ;府 ;県 パハ其府県 沒有;財 ≩産 是及営造物· がノ管理並 | ○ 府県税徴収方法ニ関シ規則 対決設クルコ <u>-</u> ζ · ; ヲ ; 得 ;ス

注目したいのは、「法制局内務省会同協議案」によって「明治二二年一一月案」第二条が全文削除されたことである。 年一 一月案」によって復活した規則制定権は、 再度否定された。 府県に規則制定権を認めようとする内務省の 明

(印刷<sup>9</sup>

構想に対し、 法制局は反対の姿勢を一貫して示したのである。(ユ)

第 ·五 ·圣 第二章 府県会」に対する修正を見ていこう。最初に注目したいのが、 府県会議員の被選挙権規定である。

明

治地方制度の成立とその特徴

(七・完)

―府県制の成立―

(居石)

四四四

(第五項―居石) 府県会議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス「但東京市京都市大阪市ニ在テ其市会議員ヲ「修業)

以テ府会議員ニ充ツル場合ニ於テ市会議員衆議院議員ト相兼ヌルモノハ此限ニ在ラス」

(印 刷(i)

権者は、「一年以来直接国税十円以上」を納付する市町村公民に限られることとなった。この修正は、 すとともに、 「法制局内務省会同協議案」により、 郡制大地主議員及びその選挙権者の被選挙権を否定するものであった。この結果、 第一項が全面的に改められた。 この修正は、 高額の納税要件を被選挙権者に課 府県会議員の被選挙 「調査委員案

院議員との兼職禁止規定である。「法制局内務省会同協議案」は、 の規定への回帰であり、「内閣原案」復活を拒否するものである。 被選挙権規定に関わり指摘したいことがある。それは、第五項への但書追加である。 これに但書を附加し、三大都市部選出の府会議! 第五項は、 府県会議員と衆議

に限り、 三大都市の市会議員にのみ衆議院議員との兼職が禁止されることになれば、 員が府会議員となる。ところで、市制町村制では、 衆議院議員との兼職を認めたのである。これは、 市町村会議員と衆議院議員との兼職禁止条項は 第二条 (修正前第三条) 市制町村制の規定と齟齬が生じるであろ 第三項の規定「東京市京都市大阪 おかれていない。 市会議

う。第五項但書追加は、これへの対応と思われる。 <sup>(3)</sup> 鋭く対立していた。はたして、「法制局内務省会同協議案」は、次のように規定した。 次に、 府県会議長の選任規定をみていこう。 府県会議長の選任方法については、山県有朋と井上毅との間で見解が

第二十条 府県会ハ改選後ノ初会ニ於テ ○副議長一名ヲ互選スヘシ其任期ハ議員ノ任期ニ従フ二汁条 府県会ハ府県知事ヲ以テ議長ト為ス

長副議長共ニ故障アルトキハ仮議長ヲ互選スヘシ (印刷<sup>1</sup>4

得は功を奏し、「府県制ニ対スルノ杞憂」以来の井上毅の構想がここに復活したのである。この問題をめぐる両者(ヒロ) 対立が一応の解決をみたことで、府県制編纂作業は大きく進展するであろう。 法制局内務省会同協議案」は、府県会議長の選任方法を議員の互選制に戻したのである。 山県有朋への井上毅の説

それでは第三に、「第三章 府県参事会吏員及委員」へと考察を進めていこう。ここでは第一に、参事会に対する

権限の変化をみていこう。この点では、 第七十七条 まず、府県知事の権限が強化されていることを指摘したい。

(印 刷<sup>16</sup>

を含め、すべての府県予算の収支命令を府県知事のみで発することとなり、 明治二二年一一月案」では、予備費及び臨時の収支命令を発する際には府県参事会の同意が必要とされていた。 「法制局内務省会同協議案」では、この文言が削除されている。これにより、 府県知事の権限が強化された。 予備費の支出や臨時の予算支出

其他法律命令ニ依リ府県参事会ノ権限ニ属スル事務ヲ処理ス 京県ニ係ル訴訟及和解ニ関スル事件ニ付議決ヲ為ス事 参事会の権限に関わり次に注目したいのは、第四一条(修正前第四二条)

第一項第八号の追加と削除である。

明治地方制度の成立とその特徴(七・完) ―府県制の成立―

四六

(印刷)

まず最初に、 の経緯は詳らかにしえないが、ここでもまた、府県行政の自治性をめぐる相剋が存在したのかもしれない。 ない井上毅の意見を踏まえれば、 加したことは、自治を認めようとする重要な修正であろう。 の条項は削除された。府県に関わる訴訟の提起及び和解がはかられる場合、府県参事会の議決を要するとの規定を付 府県の訴訟・和解にあたっては参事会の議決を要するとする条項が付加されている。 府県に関わる訴訟が起きた場合、訴訟当事者は国となるであろう。第八号への修正 しかし、府県に自治を認めず、団体性をも認めようとし しかしその後、

府県参事会に関して、第二に、参事会の構成および名誉職参事会員の員数への修正をみていこう。 第三十七条 府県ニ府県参事会ヲ置キ府県知事高等官二名及名誉職参事会員六名ヲ以テ之ヲ組織ス

名誉職参事会員ハ府県会ニ於テ其議員中ヨリ之ヲ互選スヘシ」

東京府京都府大阪府ニ在テハ郡部議員ニ於テ互選スル名誉職参事会員ヲ六名トシ仍東京市京都市大阪市

ノ市会名誉職参事会員 ヲ以テ府会ノ名誉職参事会員ニ充ツ

(印刷<sup>(3)</sup>

大阪府では、 「法制局内務省会同協議案」は、府県名誉職参事会員の人数を、六名から四名に減員した。また、東京府・京都府· 東京市・京都市・大阪市とそれ以外の地域で名誉職参事会員各四名をそれぞれ独自に互選することになっ

以上、「法制局内務省会同協議案」を分析してきた。その結果として、以下のことが指摘できよう。

た。

ることである。「法制局内務省会同協議案」は、第四条(修正前第五条)第五項但書追加にうかがえるように、 第一に、「法制局内務省会同協議案」は、「明治二二年一一月案」で復活した三大都市への特例規定を受け継いでい 他の

の構想はここでも否定され、 法制度との整合性をはかり、特例を維持するような修正を加えている。三大都市への特例を認めなかった「調査委員案」 内務省の構想は維持されたといえよう。第二に、参事会の構成については内務省側の構

再度削除・修正され、「調査委員案」の構想が復活したのである。「法制局内務省会同協議案」に関し最も重視しなけ 府県会の議長とする構想は否定され、府県会議員の被選挙権者を市町村公民全般に拡大することも認められなかった。 内務省会同協議案」は、府県自治に繋がるおそれのある規定には修正を加えたり、削除したりしている。府県知事を 二名を参事会の構成員とすることは「内閣原案」の構想であり、名誉職参事会員の員数を六名から四名に減員した点 想が承認されただけでなく、名誉職参事会員の員数については山県有朋の主張が採り入れられている。府県の高等官 ればならないのは、 さらには、規則制定権に関する規定はすべて削除された。これらは、「内閣原案」の自治構想を支えていた規定であり、 |明治二二年一一月案|| で復活した規定であった。しかし、これらの規定は、井上毅を中心とする法制局の批判をうけ 欧洲巡遊中に表明された山県の主張を実現したものである。しかし第三に、以上のこととは対照的に、(②) すべて実現したことである。「府県制ニ対スルノ杞憂」で述べられた井上毅の理念と構想を府県制の基本骨子 「府県制ニ対スルノ杞憂」で示された井上毅の見解が、府県知事を府県参事会議長とすることを |法制局

法制局内務省会同協議案」の成立により、府県制の編纂作業はいよいよ最終段階を迎えることになる。

紆余曲折を経ながらも、

ここに最終的に確認されたのである。

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

#### 第三節 府県制の制定

### (一) 元老院での修正

明治二三(一八九〇)年一月二一日、「法制局内務省会同協議案」は法制局より内閣に上申された。明治二三(一八九〇)

年二月一〇日、法案は内閣総理大臣より元老院の議定に付されている。 ところで、府県制案とともに同日付で上申された郡制案閣議書には、 青木周蔵外務大臣による付箋が貼付されてい

る 付箋の内容は以下の通りである。

- 該案并ニ府県制ハ市町村制ヲ合シ所謂 『組織的ノ法律』ナルベキニ該案并ニ府県制共市町村制 ノ体裁ニ異リ極

『組織的ノ法律』ニ要スル体裁ヲ缺ケル憾アリ

府県制・郡制は、 立案当初、市制町村制と同じ構想のもとで、市制町村制と有機的に連関すべく編纂された。しかし、

周(3)

体を貫く原理がなくなってしまった。この点を、青木は批判したのである。 今回閣議に上申された府県制・郡制法案は、 市制町村制とは異なる構想で編纂されている。これにより、 地方制度全

されている。 府県制・郡制案の議定にあたり、二月二一日、 「法制局内務省会同協議案」作成にいたる過程で、この両名が主導的役割を果たしたことが、ここから 内務省県治局長末松謙澄及び法制局書記官水野遵が内閣委員に任命

推測できる。

それでは、 元老院によって「法制局内務省会同協議案」にどのような修正が加えられたのか。以下でそれをみてい

元老院による修正に関し、ここでは三点指摘しておこう。第一に指摘したいのは、 三大都市への特例規定として、

次の規定を挿入したことである

第二十七条 東京府京都府大阪府府会ノ職権ニ属スル事件ニシテ専ラ東京市京都市大阪市ニ関スルモノト専ラ 其他ノ部分ニ関スルモノト分別スルコトヲ要スルモノアルトキハ府会ノ議決ニ依リ之ヲ分別スルコト - ヲ得

前項ノ分別ニ依リ専ラ東京市京都市大阪市ニ関スルモノハ其郡部議員ニ於テ其事件ノ議事ニ参与シ及議決ニ

コトヲ得ス此場合ニ於テハ郡部議員市部議員ニ於テ各臨時議長ヲ互選スヘシ」

(印刷?

関する議案の審議には東京市・京都市・大阪市選出議員は加われないことが規定された。これは、三大都市の特例化 をより明確にするものであるとともに、所謂三部経済制へとつながる修正である。(&) 東京市・京都市・大阪市に関する議案は、各市部選出の府会議員のみによって審議されること、 それ以外の地域に

第三条 (修正前第四条) 第一項により、市部は市制に従い、郡部は郡制に従って府県会議員選挙が実施されることになっ

第二に指摘したいのは、府県会議員選挙の方法が具体的に定められたことである。「法制局内務省会同協議案」では、

ていた。この条項に対し、「元老院修正案」では、第一項を修正するとともに、第一号から第三号までを新たに加えた。 第三条 (キモザ、トールルが、トールルが、・・・一つ(キメサササ)の個会長が投票に加いラサルモノトス都制に従ヒ郡会及郡参事会会同シ郡長ヲ会長トシテ之ヲ行フ○但会長ハ投票に加いラサルモノトス型ニ条)府県会議員ノ選挙ハ市ニ在テハ市制に従ヒ市会及市参事会会同シ市長ヲ会長トシテ之ヲ行ヒ郡ニ在テハヤニ条)が開発を議員ノ選挙の市ニ在テハ市制に従ヒ市会及市参事会会同シ市長ヲ会長トシテ之ヲ行ヒ郡ニ在テハカニティア

投票ハ選挙人自ラ□□会長ノ面前ニ於テ之ヲ投票函ニ投入ス投票ハ匿名トス

左ノ投票ハ之ヲ無効トス

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

- 記載セル人名ノ読ミ難キモノ
- 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
- $\equiv$ 被選権ナキ人名ヲ記載スルモノ

几

被選人氏名ノ外他ノ文字ヲ記入スルモノ但爵位職業身分住所又ハ敬称ハ此限ニ在ラス

- 本項一ヨリニニ至ルノ場合ニ於テ票中他ニ列記ノ被選人ニ付テハ仍其効アリトス
- $\equiv$ 有効投票ノ多数ヲ得ル者ヲ以テ当選トス投票ノ数相同シキモノハ年長者ヲ取リ年齢相同キトキハ□□会長

自ラ抽籤シテ其当選ヲ定ム」

この修正は、市部・郡部で分かれていた選出方法を統一しようとするものである。(ユ)

(印刷<sup>9</sup>

最後に指摘したいのは、 第六十七条 (「府県税ノ賦課ニ対シ錯誤アルコトヲ発見シタル者ハ徴税伝令書ノ交付後三箇月以内ニ之ヲ 府県税徴収の処分に対する訴願及び行政訴訟に関する規定が修正されたことである。

前条

之二不服ナルトキハ ○郡参事会ニ訴願シ郡参事会ノ裁決ニ不服ナルトキハ ○府県参事会ニ訴願シ府県参事会其伝令書ヲ発シタル庁ニ申立ルコトヲ得」―居石)ノ申立ヲ為シタル後 ○其 訂正ヲ得以又ハ其処分ヲ得ルモリの(\*)゚ロザ | (\*)゚テャルトザ | (\*)゚ロザ | (\*)゚ロザ | (\*)゚ロザ | (\*)゚ロザ | (\*)゚ロザ | (\*)゚ロザ |

ノ裁決ニ不服ナルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但市ニ在テハ府県参事会ニ訴願シ府県参事会ノ裁決ニ

不服ナルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本条ノ訴願及訴訟ノ為ニ其処分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス」

(P)

(印刷<sup>(1)</sup>

「元老院修正案」で府県行政に対する訴願及び出訴期限を一般的に定めていたのは、第八二条 (修正前第七九条) であり、

訴願及び出訴期限をいずれも二一日以内と定めていた。 <sup>(12)</sup> しかし、元老院は、府県税徴収に関しては訴願提

出期限を一四日に短縮したのである。

訴訟により処分の執行が停止されるか否かは、住民の権利保護の点から重要である。「法制局内務省会同協議案」 訴願及び行政訴訟が提起された場合でも、処分の執行停止を認めないとする規定である。ところで、 第六九条に関する元老院の修正で注目したいのは、 同条第二項の削除である。同条第二項は、 府県税徴収に関する 訴願及び行政

七九条(修正前第八○条)第四項は、執行停止に関して次のように規定していた。

(上部加筆)「当該ノ下『行政』ノ一字ヲ加」

訴願及訴訟ヲ提出スルトキハ処分又ハ裁決ノ執行ヲ停止ス但此法律中別ニ規定アルモノ又ハ当該官庁ニ於テ其停訴願及訴訟ヲ提出スルトキハ処分又ハ裁決ノ執行ヲ停止ス但此法律中別ニ規定アルモノ又ハ当該官庁ニ於テ其停

止ノ為ニ公益ニ害アリト認ムルトキハ此限ニ在ラス

この規定によれば、 住民が訴願及び行政訴訟を起こした場合は、 特別の規定がない限り、 処分又は裁決の執行が停止 (印刷<sup>13</sup>

されることになっていた。この規定は一般規定と理解できる。元老院による第六九条(修正前第六七条)第二項の削

除は、 府県税徴収の場合も原則として裁決の執行を停止するものである

以上のような修正を加え、元老院は、府県制・郡制法案を議定・上奏した。 乾第六百七十号

乾第六百七十一号」

之度候右修正ノ理由記載上奏可致筈ニ候得共特ニ至急ヲ要セラル、案却テ時日ノ費ヘンヿヲ恐レ候ニ付其理由ニ 去月十日下付有之候府県制郡制今二十日会議ニ於テ修正ヲ加フヘキニ決シ別冊議定案勅裁ヲ仰キ候為メ御上奏有

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(居石)

<u>—</u> <u>Б</u>.

<u>H</u>

至テハ内閣委員内務省県治局長末松謙澄法制局書記官水野遵ヨリ具陳可致因テ此段御領承有之度候也 島大法学第五一巻二号

明治二十三年三月二十日

元老院議長伯爵柳原前光

内閣総理大臣伯爵山県有朋殿

(元老院罫紙)

去月十日下付セラレシ府県制郡制今二十日会議ニ於テ修正ヲ加フヘキニ決ス因テ其修正ノ箇所ヲ朱書シ謹テ之ヲ

明治二十三年三月二十日

元老院議長従二位勲一等伯爵柳原前光] (元老院罫紙)

法案の議定が急がれていた様子がここからもうかがえる。(5) 元老院では修正の理由書を起草することなく、内閣委員より口頭で理由を述べさせることとしている。府県制・郡制

## (二) 枢密院での修正と府県制の公布

「元老院修正案」に対し、法制局書記官は意見を付した。

明治二十三年三月二十二日

元老院議定上奏府県制ヲ審査スルニ修正第六十九条第二項ヲ削除セリ然ルニ修正第八十二条第四項ニ訴願及訴訟

書記官印

ニ至ル故ニ第六十九条第二項ハ原案ノ如ク明文ヲ掲クルヲ可トスルニ依リ原案ニ復スルヲ要ヘシ他ハ総テ元老院 ヲ提起スルトキハ云々トアリテ右第六十九条第二項ト相照応スルニ単ニ該条ノミヲ削除スルトキハ彼是抵触スル

議定ノ通公布セラレ可然ト認ム

(法制局罫紙)

局修正意見の通り決定し、 のか否か不分明となる。 第六九条第二項のみを削除すれば、 曾祢は、元老院による削除を批判し、意見書を提出したのである。三月二四日、(『) 府県制・郡制法案を枢密院に諮詢した。(3) 府県税徴収に関する訴願及び行政訴訟を提起した場合、 処分の執行が停止される 閣議は法制

枢密院での審議の詳細は不明である。しかし、『公文類聚』及び『大隈文書』に遺されている史料から、 若干の経

来ル九日(金曜) 例刻ヨリ府県制郡制第一読会ヲ開ク依テ別冊総委員会修正案相添へ議長之命ニ依リ及御通知候

1

明治廿三年五月七日

院書記官

委員会修正案」 を事前に配布したことがわかる。ここでいう「総委員会修正案」がいかなる経緯で作成されたの かは

枢密院書記官よりの通知によれば、五月九日より府県制・郡制第一読会を開催すること、枢密院議長の命令により、「総

不明であるが、 枢密院事務章程で定められた審査報告書の可能性はある。(②)

長は内閣総理大臣に宛て府県制・郡制修正案を通報した。この修正案が、本稿で「枢密院諮詢案」と呼ぶものであ 枢密院では、 五月九日より同月一三日にかけ、 読会を三度開催し、 府県制・郡制案を決議。 五月一四日、 枢密院議

る<sub>。21</sub> 「枢密院諮詢案」については、 次の三点に注目したい。

第一は、東京市・京都市・大阪市部選出の府会議員に関する特例規定が修正されたことである。最初にみるのが、

議員選出方法の変更である。

府県会ハ府県内郡市ニ於テ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

郡市ニ於テ選挙スヘキ府県会議員ノ定数ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但各郡市ヲシテ少クトモ一人ノ議員ヲ選挙セシ

ムヘシ

東京市京都市大阪市 : 二在テハ特ニ府会議員ヲ選挙セス其市会議員ヲ以テ之ニ充ツ但勅令ヲ以テ其府会ニ出席ス

数三制限 はヲ付スル ジコト アル ۶ 🔨

東京市京都市大阪市においては、市会議員が府会議員を兼職することとなっていた。枢密院は、 この特例を改め、三

(印 刷<sup>22</sup>

大都市部の府会議員も他の市郡部選出府県会議員と同じ選出方法をとるように修正を加えた。

次に、三大都市部選出府会議員は衆議院議員との兼職が認められていたが、枢密院はこの特例を認めていた第四条

第五項を削除した。 さらに、三大都市部選出府会議員の任期に関する特例が否定されている。

(上部加筆) 「郡制十一

第五条 テ多数ノ一半ヲ解任セシム初回ニ於テ解任スヘキ者ハ府県会議長府県会ニ於テ自ヲ抽籤シテ之ヲ定ム」 府県会議員ハ名誉職トス其任期ハ四年トシ毎四年其全数ヲ改選ス「若其員数二分シ難キトキハ初回ニ於

五四

ネ市 次府京都 会モ亦自ラ解散 府大阪府ニ在 ヲ命セラレ !テハ其市部議 ·タ ·ル ぇモ ・トス \$ F 注

解任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得

印 刷<sup>24</sup>

任期に連動させるものであった。これが、枢密院によって否定された。 ここで注目したいのは、 第二項の削除である。 第二項は、 東京市・京都市・大阪市選出府会議員の任期を市会議員の

いくのである。 以上みてきたように、 枢密院は、三大都市部選出府会議員への特例を否定し、これに関わる規定を削除 修正

議員の改選規定同様、枢密院は、府県会議員の場合も半数改選としたのである。(ミカ た規定を、二年ごと半数改選と改めた。これは、全数改選によって府県会議員の構成が劇的に変化する事態を避け るものである。『大隈文書』中の史料では、上部に加筆があり、この修正が郡制法案第一一条 一三条となる)と関連していると注記されている。郡制法案では、郡会は三年ごと半数改選と規定されていた。 |枢密院諮詢案||の注目すべき第二の点は、第五条第一項への修正である。枢密院は、 四年ごと全数改選としてい (枢密院修正により第

六九条第二項を削除したことによりにわかに注目された問題である。ここではまず最初に、第一四条第三項が枢密院 行停止に関わる規定を枢密院が修正したことである。執行停止については、元老院が「法制局内務省会同協議案」第 枢密院諮詢案」に関わる第三の注目点は、行政庁の処分に対する訴願及び行政訴訟が起こされた場合、 処分の執

府県会議員被選挙ノ有無及選挙ノ効力ハ府県参事会之ヲ裁決ス

により削除されたことを見ておきたい。

(七・完)――府県制の成立― (居石)

明治地方制度の成立とその特徴

府 県参事会ノ裁決ニ不服ナル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(印 刷<sup>26</sup>

に不服の場合は行政裁判所に出訴することができる。 府県会議員被選挙権の有無及び府県会議員選挙の有効性をめぐって争いがある場合、 その際、第三項で、府県参事会の裁決は停止されないことになっ 府県参事会の裁決を請 裁決

枢密院は、 ) 第六九条第二項も削除している。 <sup>(図)</sup> 同項は、 元老院によって削除されたが、 法制局の意見によって復活し

ていた。これが枢密院により削除された。

たものである。 (28)

八二条第四項も削除してい 以上は、 処分の執行停止を認めないとする条項を削除したものであるが、 枢密院は、 同時に、 一般規定である第

トキハ処分又ハ裁決ノ執行ヲ停止 ٥ ( ス但此法律中別ニ規定アルモノ又ハ当該官庁ニ於テ

枢密院では、 其停止ノ為公益ニ害アリト認ムルトキハ此限ニ在ラス、熱療及訴訟ヲ提出スルトキハ処分又ハ裁決ノ執行ヲ停 当初、 第八二条第四項本文中「停止ス」 を 「停止セス」と修正し、 処分の執行を停止しな 15 0) (印 刷<sup>29</sup> を 般

則にしようとした模様である。 しかしながら、 最終的には、 枢密院は、 第四項そのものを削除している。

停止を認めるのか否かについては明文上の規定をもたないことになった。住民の権利保護という点からみて、 修正は重要な意味をもつ。しかし、 枢密院の修正の結果、 行政庁の処分もしくは府県参事会の裁決に対する訴願及び行政訴訟が提起された場 元老院の審議も含め、 その修正意図は詳らかではない。 執行

五月一四日、枢密院は、府県制・郡制法案を上奏。翌一五日、「枢密院諮詢案」は閣議の回議に供された。こうして、

府県制・郡制の編纂作業は、事実上終わりを告げる。 明治二三 (一八九〇) 年五月一七日、法律第三五号として府県制が、(3)

法律第三六号として郡制が公布されるのである。(3)

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

## 小括

業では内務省がその中心となったと思われるが、なかでも県治局長末松謙澄がその中心的役割を担ったと推定できる 山県帰国後再開された府県制編纂作業は、「明治二二年一一月案」の作成を契機として最終段階を迎える。(ユ) 「明治二二年一一月案」の大きな特徴は、「内閣原案」の諸条項が復活していることである。「内閣原案」の復活は、

ること、府県会議員の被選挙権者を市町村公民全般にまで拡大することなどがあげられる。これらは、 大きく分けて二つに分けられる。その一つは、自治的性格をもった規定の一部復活である。 府県に規則制定権を認め いずれも井上

毅により批判され、「調査委員案」作成にいたる過程で否定された条項であった。 「調査委員案」の構想が「明治二三年一一月案」によって修正を加えられたという意味で、これは重要な変更であった。 自治条項の復活は限定的であるが

想が復活している。三大都市部への特例規定が「調査委員案」で否定されていたことを考慮に入れるならば、この復 二つ目は、東京市・京都市・大阪市への特例規定が復活したことである。ここでは、 ほぼ全面的に「内閣原案」の構

活は、「調査委員案」の基本構想に大きな修正を行うものといえる。

ていた。この変化の要因としては、山県有朋の帰国が挙げられる。 「明治二二年一一月案」は、「明治二二年五月案」から「調査委員案」にかけての草案作成の流れを変更しようとし 欧洲巡遊で得た知見を基に、 山県有朋が府県制編

纂作業に少なからぬ影響を与えていたと思われるのである。 明治二二年一一月案」に対して法制局と内務省との会同協議が開催される。ここで法制局の意見を代表したのは

水野遵であったと思われる。 その背後には、法制局長官井上毅が控えている。「法制局内務省会同協議案」 の作成に

あたり、大きな障害は山県有朋であった。山県は、欧洲巡遊の経験から、府県知事を府県会議長とすること及び府県

会同協議案」で山県の主張が採用された。しかし、 反対にあう。 名誉職参事会員を四名とするよう主張していた。このうち、府県名誉職参事会員の員数については、「法制局内務省 山県は府県知事を府県会議長とすることに強くこだわり、これが、「法制局内務省会同協議案」作成の 府県知事を府県会議長とすべきだとの主張は、法制局などの強

大きな障害となっていた。この状況を打開するため、井上毅自身が山県の説得にあたったと思われる。

で示された「内閣原案」の復活が「法制局内務省会同協議案」で大きく修正をうけるのは、伊藤の意向も与っていた 前稿で見たように、 府県制編纂にあたり、伊藤博文の存在も無視できなかった。府県制草案が伊藤に渡され、 伊藤もまた独自の調査を行い、自らの意見を伝えていたことが、末松謙澄や井上毅の書簡からうかがえる。 伊藤は、 山県を中心とする内務省の構想に必ずしも賛成ではなかった。「明治二二年一一月案」 編纂作業の様子が伊藤に

のではなかろうか。

されていく。これが、「法制局内務省会同協議案」の第二の特徴である。そうして第三に、府県会議長をめぐる糾糾 委員案」の構想に戻されていく。他方で、これとは逆に、三大都市に対する特例規定は残され、その規定がより整備 会議員の被選挙権には高額の納税要件が復活する。こうして、府県自治及び府県の法的性格に関わる条項は、 一一月案」で復活した自治的要素を持った条項が再び削除されたことである。規則制定権が否定され、さらに、 こうした経緯を経て完成した「法制局内務省会同協議案」は、三つの特徴をもっていた。第一は、「 明治二三年 調査 府県

り制限されたことは、法案の基本構想にも関わる重要な修正である。三大都市への特例を認めないとする「調査委員案」 市選出府会議員に対して衆議院議員との兼職を禁止したことをはじめ、三大都市部選出府会議員の特例が枢密院によ では、府県会議員の互選制が採用されている。 府県制の基本構想は、「法制局内務省会同協議案」でほぼ固まったといってよい。ただし、東京市・京都市・大阪

治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

·の回帰をここに読み取ることが可能だからである。これ以外では、府県会議員の改選規定が二年ごと半数改選と修

一六〇

正されたこと、処分の執行停止に関する規定を削除したことなど、枢密院では注目すべき修正が行われている. 府県制編纂過程では、府県に自治行政の側面を認め、それに対応した府県制を構想しようとする山県有朋を中心と

階まで激しく対立した。成立した府県制の基本骨格は、井上毅が主導する法制局の主張を基に作成されたと評価して する内務省と、府県をあくまで地方行政区画とし、自治的側面を否定する井上毅を中心とする法制局の構想が最終段 よかろう。しかし、三大都市への特例が一定程度残されたことからうかがえるように、府県制には内務省の構想も活

明治二三 (一八九〇) 年制定の府県制は、未施行の府県を残したまま、明治三二(一八九九)年の全面改正を迎え かされていた。

る。この間、 内務省は、 府県制の基本骨格をふまえつつも、 府県行政の実態に沿って制度を運用するであろう。

て考察を加えたい。 での経験は、 明治三一 (一八九九) 年の改正府県制にいかなる影響を及ぼすであろうか。それについては、稿を改め

## 課題の設定

- (1)「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「第五百九十号議案 六郎関係文書』OIZ95(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)は、「郡制府県制草案理由」『大森鍾一関係文書』三○の 県制の成立過程を中心に――」『島大法学』第三八巻第一号(一九九四年)など参照。なお、「郡制府県制説明」『中山 第五百九十一号議案 「大森鍾一関係文書』三○(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)、拙稿「明治地方制度の成立とその特徴(一)──府 九八八年)など参照。「内閣原案」と市制町村制とが同じ原理で構想されていることについては、「郡制府県制草案理由 府県制」明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会:
- 2 三一―三二頁。なお、伊藤博文編『秘書類纂 二九二頁。本稿では、以下、断りなき限り復刻版で表記する 井上毅「府県制ニ対スルノ杞憂」井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』第二 (國學院大學図書館、一九六八年) 法制関係資料』下卷(秘書類纂刊行会、一九三四年、原書房、一九六九年復刻)
- 3 着──」『島大法学』第四六巻第二号(二○○二年)など参照 法学』第三九巻第四号(一九九六年)、同「明治地方制度の成立とその特徴(五)――『井上氏自治論批判』と論争の決 三八巻第一号(一九九四年)、同「明治地方制度の成立とその特徴(三)——府県制内閣原案をめぐる論争——」『島大 書店、一九六七年)、拙稿「明治地方制度の成立とその特徴(一)——府県制の成立過程を中心に——」『島大法学』第 一九七七年)、同『明治地方自治制度の成立過程』 (東京市政調査会、一九五五年)、同『明治地方制度成立史』 (巌南堂 **「内閣原案」をめぐる元老院での審議及び政府内での論議については、亀卦川浩『自治五十年史 制度篇』(文生書院、**
- $\widehat{4}$ 編纂問題」『中央史学』第八号(一九八五年)、長井純市「山県有朋と地方自治制度確立事業 心として──」『史学雑誌』第一○○編第四号(一九九一年)など参照 徳富蘇峰編述『公爵山縣有朋伝』中巻(原書房、一九六九年)、安藤陽子「山県有朋の欧州視察と府県制・郡制草案の ――明治二一年の洋行を中
- 5 『明治地方制度の成立とその特徴 (六) ― -府県制編纂への新たな出発──-』『島大法学』 第四八巻第四号 (二○○五

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石

島大法学第五一巻二号

年)など参昭

6 拙稿 「明治地方制度の成立とその特徴 (六) ― -府県制編纂への新たな出発──-]『島大法学』 第四八巻第四号 (二○○五

(1)「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料

朋関係文書』─(山川出版社、二○○五年)──六頁、「明治(二二)年一○月三日付山県有朋宛谷干城書簡」尚友俱楽 部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山県有朋関係文書』二(山川出版社、二○○六年)三五九─三六○頁など参照 部所蔵)、「明治(二二)年一○月四日付山県有朋宛伊藤博文書簡」尚友倶楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山県有

2 係文書』6-127-1 および 6-127-2 である。6-127-2 は軍事に関する巡視を詳しく記している。 センター原資料部所蔵)に遺されている。このうち、山県一行の詳しい旅程がわかるのは、「巡欧日誌」『中山寛六郎関 「巡欧日誌」は、合計三冊が『中山寛六郎関係文書』6-127(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料

3 顕宛書簡で山県は次のように伝えている。 山県一行がパリに到着した当初は、フランス国内での視察は順調に運ばなかった模様である。一月二五日付の田中光

寒山枯木之景況、 独逸主義之傾向有之候付、甚困窮を極め申候。昨今、漸相運ひ候得共、充分之結果を得候儀は六つかしき事歟と察申候 扨、一行、去る十一日、巴里府安着。早速欧洲巡游之目的可相達、夫々公使を以申入候処、近来政略上并に軍事上に付、 御憐察可被下候。又春風和気之佳境も可有之とあきらめ日一日を送り申候。

部紀要』五四号 (二〇〇七年) 三七頁 「明治二二年一月二五日付田中光顕宛山県有朋書簡」安岡昭男・長井純市「田中光顕関係文書紹介(三)」 『法政大学文学

山縣一行は、 フランス政府関係者に手厚くもてなされたようで、芳川に宛て次のように報告している。

扨当境到着後之情況ハ概略御内報仕置候処其後地方庁事務取扱之実際ヲ目撃研究シ軍事上ニ付而も学校其他

々巡覧ヲ遂候処到ル処頗ル優待ヲ蒙リ誠ニ予想外之好結果を得申候……

一月十六日

夜巴里府ニ認

安藤陽子 「山県内相の欧州視察と府県制・郡制草案の編纂問題」 『中央史学』第八号 (一九八五年) 六四―六五頁など参照 |明治二二年二月一六日付芳川顕正宛山県有朋書簡』『井上馨関係文書』第三○冊 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。なお、 芳川老兄座下

- $\widehat{\underline{4}}$ 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料
- 5 聴を行っている。 「巡欧日誌」 『中山寛六郎関係文書』 6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料 センター原資料部所蔵)など参照 二月一九日、山県一行はローマに到着。イタリア国王の饗応にあずかった後、 同月二七日、国会を巡視し、
- 6 西園寺公使が同行している。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日 ベルリンに到着した山県一行は、三月二○日にドイツ外務次官を訪問。その後、各省大臣を訪問している。これには、
- 7 郡会巡視に関して、「巡欧日誌」に次の記述がある。

本法政史料センター原資料部所蔵)など参照

- ニシテ活発有識ノ人ト被認第一ノ議按ハ 精算報告ナリ其次ノ議按ハ郡役所新築ノ按ナリ或ハ位地ニ付議論起リ或三月廿八日 此日郡会ヲ巡視セラル議員ノ数凡ソ五十人ニシテ多数議員已ニ白髪ナリ郡長ハ未タ四十ヲ越ヘサル人 ハ土地家屋ノ買揚代価ノ高キヲ論シ或ハ今未タ俄ニ新築ヲ作スノ必要ナキヲ主張シ終ニ廃按トナリタリ (内務省罫紙
- 巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部
- (8) 「巡欧日誌」に、この時の様子が詳しく記されている。 これは、当時のプロイセン国会の様子を知る興味深い史料である。 三月卅一日 此日普ノ国会ヲ巡視ス書記官長按内シテ行々諸事ノ説明ヲナシタリ第一ニ記録ヲ巡見シタリ書類ヲ事

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)――府県制の成立―

(居石)

議員トナリタル為メ ○迷惑ニ不成様種々手ヲ尽シタルモノナリ夫ヨリ傍聴席ニ至ル此処ヲ数区ニ分ツ第一皇族 為メ大ニ手数ヲ省クナリ而シテ府外ノ新聞屋江ハ直ニ郵送ノ手続ヲ為スナリ是ヨリ電信室ニ至ル未タ電話 第二外交官 フ夫ヨリ委員室ニ至ル委員室ノ数実ニ多シ蓋シ時トシテ数組 十二字時迠ニ反還スル リー方ノ戸開ケ即議場ナリ議長席ノ下ニニ名ノ速記者アリトー名ノ長アリ各十分時毎ニ清書シテ写ヲ演説者 キ時設定シタルモノニシテ各省ノ大臣ハ直ニ其秘書官ニ命シテ本省電信スルコヲ得ルナリ夫ヨリ各省大臣 部分ヲ使用ス書記 閑歩ノ運動ヲナシ又ハ飲食ノ弁得セシムルカ為メナリ此食堂議長席之ノ両側ヨリ議場へ出入口アリ上ニ「可」 全堂各室ノ鈴ヲナラス決ヲ取ルノ前各議員ヲ ○集合セシムルカ為メナリ議長席ノ背ヲ開ケハ食堂アリ郎下アリ議員(トッン) ヲ養成スルナリ議場ニ演説者ノ席 ニ供フ蓋シ長談家ハ演説中已ニ演過シタル部分ノ清書ヲ得演説前後照応ノ弁別アルカ為メナリ而シ演説者 ニ接近シテ雪院アリ此雪院ノ先ニ一室アリ是レ則密談室ナリ各大臣議員ヲ呼テ内談スルヿヲ得ルナリ此大臣 アリ此処筆墨ノ備アリ腰掛ノ作リ方ハ新聞報告者ノ間同様ナリ但第 舛 元此処ハ重ニ議員カ外交官ニ面談スルノ室ナリ夫ヨリ議員ノ私室ト名ツクルモノアリ此処ハ議員中多用 郋 ト年号トニテ分チ件名ト年号ヲ得ハ童児ニモ捜索シ得 |食堂ヨリ左ニ当リ書見室アリ各種ノ新聞紙ヲ備置クナリ此側ニ便所アリ食堂ヨリ右ニ当リ手洗機 入口 自由ナルヨリ発論者ヲシテ多カラシムルノ弊アリ演説席ニ就カシムル片ハ四角張リタル議論ヲ作スノ弊アリ何レ ノ如ク境界アル ヨリ入来セシ 一失ナリト書記官長云ヘリ議長ノ机上ノ一角ニ電気線ノ一端アリ(以下数字削除 ノ書信ヲ認ムル等ノ為メニシテ副写機械ノ備アリテ之用テ書信ノ副写ヲ作ルヿモヲ得ルナリ実ニ営業者カ グヲ取 ノ間第三上院議官 ル ハ此棚中各処其名刺アル処ニ公文ヲ投シ置ク故ニ新聞屋ハ時々使童ヲ遣リテ之ヲ得ル故ニ之レカ ノ際起立 ・メ入口 ノミナリ階段ヲ下レハ新聞ニ発行シ得ル公文室アリ室内大棚アリ各新聞屋 ノ義務アリ新聞ハ各自 書記ヲ立タシメ入来ル者ヲ一 ·ノ数ニ疑アルトハー度議員一同ヲ議場ヨリ退出セシメ再ヒ可否ノ意見ニ依リ各其可 ノ間第四下院議員ノ朋友親族ノ間第五新聞報告者ノ間戦ニの東第第六左側ニ公衆傍聴 アリ 然レ
に今日ノ慣習ニテ各演述者自席ヨリ発議スルナリ自席ニテ演述ヲ許スト ノ報告者ノ筆記ヨリ紙面ニ投載スルナリ速記者室ノ設ケアリテ速記 人毎ニ之ヲ数フ故ニ此可否 ヘキノ簡易 ノ委員ヲ同時ニ設クルコ屡アレハナリ夫 一皇族ノ間 ハ四方板囲アリ其他 ノ印アル出入口 上居 石 |名刺ヲ占付シテ其 是ヲ押スト ハ総テ日本芝居 ハ重要ノモ ヘヨリ 備付 ·応接間 い翌朝 ノ集所 アリ其奥 卜否 集所 パノ用 ラ机上 是

中ノ投入スルモノトス書記官長室ヨリ院内諸室へ電話機ヲ通ス而シテ議院印刷所へモ通ス又電気機械アリ各室ニ通ヲシテ右等ノ事ヲ知リ易カラシム階上所々ニ手洗機ト便所ノ備付アリ清潔ナル小手拭ヲ置キ一回用ヘタルモノハ籠無件名委員室ノ番号委員ノ姓名人数集会ノ時刻等ヲ掲示ス又本旧国会ノ議按ノ件名及ヒ会議ノ期日ヲ明示シ各議員 然ヲ要スル事務ノ為メ用ユルナリ現議院ハ元来議事堂ノ為メニ設立シタルモノニアラス故ニ甚狭アイニシテ且不便 シ各室ノ暖度ヲ計ルナリ階下議場ノ側ニ議長室アリ之レニ接シー小室アリ之レ書記輩カ秘密投票ヲ数フルカ如キ静 ニ小書庫アリ弁当屋ハ市中ニアルモノト大同小異ナリ夫ヨリ先外ノ出入口ナリ此廊下ノ西側ノ壁ニ当日委員会ノ有

巡欧日誌 『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部

内務省野紙

不少今新築ノ計画アリ種々改良ノ点多シト云フ

9  $\widehat{10}$ 部所蔵)など参照 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料 内務省罫紙。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料セ プロイセン国会議事堂の内部を細かな点まで観察している様子が彷彿としてくる記述である。

11 ンター原資料部所蔵)。 とある 内務省罫紙。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料セ

ンター原資料部所蔵)。

なお、

五月一日の記述には、「帝国内務省ヲ巡視ス参事官ハウス氏按内シ且ツ事ノ大体ヲ演セリ」

<u>12</u> 13 ンター原資料部所蔵)。 内務省罫紙。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料セ 内務省罫紙。 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料セ

14 ンター原資料部所蔵) 五月三日の次にグナイストが来演したのは五月五日である。そうして、五月六日には、「午后よりグナイスト先生へ行

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(居石)

テ講議ヲ聞ク」とのことで、当初の約束とは異なり、山県一行がグナイストを訪問している。この後間隔が少し開 みえる。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター グナイストの講義をうけたとの記述がみえるのは、五月一二日及び五月一四日である。この後、 したため間隔が開く。ベルリン帰国後、六月二四日、同二五日にグナイストの講義をうけたとの記述が「巡欧日誌」に 山県一行が諸国を巡遊

15 ンター原資料部所蔵)。 原資料部所蔵)など参照 内務省罫紙。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料セ

<u>17</u> 18 部所蔵)など参照 ンター原資料部所蔵)。 内務省罫紙。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料セ 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料 内務省罫紙。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料セ

 $\widehat{16}$ 

20 <u>19</u> 学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)など参照。 ル(Wesel)やケルン(Köln)を訪問している。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治 この時山県一行は、エッセン(Essen)にあるクルップ(Krupp)社を視察したり、 「巡欧日誌」は、この時のことを以下のように記している。 ハンザ都市として有名なウェーゼ

ンター原資料部所蔵)。

七月十五日 七月十四日 晴 博覧会ヲ見物ス塔ニ登リ昼食ヲナス 佛国共和政治ノ記念祭シャルムデマルニ於観兵式アリ公使館ヨリ入場券ヲ得来観ス此日

所蔵)。 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部 明治二一(一八八九)年の第四回パリ博覧会で建築されたエッフェル塔に登り、 高揚した気分で昼食を取っている山

行を彷彿とさせる記述である。

 $\widehat{21}$ 労働者ノ家ト名ツル者アリ是又舎内清ケツニシテ食堂アリ書見室アリ浴室アリ元ヨリ ○ 美ノコハ少シモナシト雖モ゚ッッスヘットンスホーーム (マトン) 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 ノ当日此ニ宿泊シ居ルモノ殆ント五百名ト聞ク舎内男女ヲ別チ ○ 美ニハアラサレ氏清潔ヲ極メリ又是ニ類似ノ ギリスでは、 州ニ移住ノ男女ヲ先ツ此処ニ入レ船中ノ生活ニナレシム貧民ハ宿料船賃出スニ不及尤モ資力アルモノニシテ此ニ 下等社会ノ人ノ為メニ十分ナル旅宿ナリ上等ノ宿料一週間六志ト聞ク(此日華氏六十二度ナリ) 来り航海移住ノ手続ヲ依頼スルモノハ若干ノ金銭ヲ払ハシム欧洲諸国ヨリ此ニ移住ノ為メ来ル実ニ其数多シ巡視 曇天後雨降ル 一行は、社会事業施設の見学も行っている。たとえば、七月二二日の記述は以下のとおり。 此日移住民ノ家ヲ巡視ス此ハ慈善者ノ設立シタルモノニシテ貧民ニシテヲーストリア

内務省野紙

所蔵) 。カッコ原文。以下、断りなき限り同様 -巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部

23 22 部所蔵)。 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料

ちなみに、井上毅は、「府県制ニ対スル サルノ疾患ヲ生ジ、従テ余勢浸染シテ、自治ノ系統ヲ引テ、中央政府ニ及ホシ、 制及町村制ニ均シク自治団結ノ性質ニー変シタル上ハ状勢ノ傾ク所斜阪ニ車ヲ走ラスカ如ク府県会ハ其府 府県制ノ草案ニ依レハ府県ハ純然タル自治ノ区域トナリ府県知事ハ自治団結ノ機関タラントス仮令名義ハ従来 ノ自治ヲ説ク者アルハ人ノ普ク知ル所ナリ(リーバー氏ノ自治論ノ如シ) !ヲ有シ府県知事ハ一ノ贅旄トナリ地方ノ過半ハ、中央命令ノ及ハサル所トナリ、統一ノ政ハ、尾大ニシテ掉ラレ ラ開クニ至リテ止マントス彼ノ米国又ハ英国ニ於ル学者ハ自治ヲ以テ共和ノ異名トシ地方ノ自治ニ止マラス全国 (第二条)府県知事ハ府県参事会二名ト共ニ行政官吏タルモ全体ノ組織ニ於テ府県制ハ既ニ郡 ノ杞憂」冒頭で、 次のように述べている。 国体国憲ヲ挙テ、之ヲ破壊スルノ ノ如

三一三頁 「府県制ニ対スルノ杞憂」井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 伊藤博文編『秘書類纂 法制関係資料』下巻(原書房、 一九六九年)二九二頁

史料篇』

第二

(國學院大學図書館、

一九六八年)

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

24 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料

25 「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料 |所蔵| など参照

部所蔵)など参照

山県出迎えのため横浜港周辺に集まった政府首脳の様子については、伊東巳代治が伊藤博文宛報告している 山県伯着港も剣崎燈台より今以報知無之、……昨日富貴楼には松方、山田の両大臣一昨日より宿り込候由にて一階

小生は帰道井上と同車にて罷下富貴楼へ参り候後、 は塞り居候。山田伯は新橋の弁当付(価十銭小蝶)松方伯は何も携帯不被致居、孰れも待草臥の様子に見受申候。 余程の景気なりと申事に御座候。小生も同所にて着船待受度存候へとも、悠々□ 芳川も被参申候。西村屋、つく井や辺は内務、陸軍の連中て充 〔欠〕日仕候もつまらぬ

明治二二年一〇月二日付伊藤博文宛伊東巳代治書簡」伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二(塙書房、

事と存候に付、電報を待て再び下浜の積に御座候。

究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)。 三十分ノ汽車ニテ帰京ス」と記述している。「巡欧日誌」『中山寛六郎関係文書』6-127-1(東京大学大学院法学政治学研 九七五年)八七頁。 また、山県に随行していた中山寛六郎は、一○月二日の帰国の様子を、「<sup>↑</sup>月 午后一時横浜ニ入ル同二時上陸シ六時

改正交渉に関わる紛糾である。山県帰国直後の一〇月一八日には、大隈重信外相が遭難する。 山 .県が欧洲で調査を行っていたとき、明治政府は、外交上、内政上大きな課題を抱えていた。 外交上の問題は、

ため全国から上京してくる地方長官や府県会議長への対応に追われることになる。第二は、明治二三(一八九〇)年に 内政上の問題としては、第一に、明治二二(一八八九)年二月一一日の憲法発布がある。内務省は、憲法発布式典の

内務省はこれに忙殺されることになる。地方統治の安定化をめざす内務省にとって、これらのことは、忽せにできない 町村制施行に向けての準備である。明治二二(一八八九)年施行に向けて大規模な市町村合併がこの時期実施されるが. 予定されている総選挙への対応である。内務省は、各地の政党勢力の動向を探らなければならなかった。第三は、市制

重要な事柄であった。

憲法発布に関するものとしては、

之模様ニ有之先日帰県候後ニも多少有益之結果可有之ト存候 府県会議長等も宮中之御宴会ヲ始メ総理大臣伊藤大臣内務大臣等之宴会ニ被招非常鄭重之取扱ヲ受ケ実ニ満足

研究科法政史料センター原資料部所蔵)。 ·明治二二年二月二二日付中山寛六郎宛小松原英太郎書簡」(『中山寛六郎関係文書』3-313(東京大学大学院法学政治学

政党の動向に対しては、久保田貫一が中山寛六郎に宛てて次のように報告している。 後藤伯入閣巳来大同主義ノ政治論客愈勢力ヲ得随分各地方共ニ賑ハシキ事ニ有之候此上逐々賑ハシキ度ヲ増シ

今ヨリ御帰京ノ時ヲ屈指罷在候小松原君モ漸ク此間巡回ヨリ帰ラレ今度ハ大森先生御巡回ノ筈 来年議院開設頃迄ノ景況ハ実ニ思ヒ遣ラレ申候貴兄寺御旅行モ果シテ御予定ノ通ニ候ハ、最早過半日数御経過ニ付 日中ニハ発足セラルヘク右ノ有様故省中無員ノ景情御推進察奉願上候板垣伯モ昨夜着京相成申候又々政論ニ多少ノ (北陸道) ニテー両

変状モ可有之故ナド、風説区々ニ有之申候

五月十日

|君坐下

研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)。 「明治二二年五月一○日付中山寛六郎宛久保田貫一書簡」 中山 (『中山寛六郎関係文書』3-297(東京大学大学院法学政治学

方巡回被仰付北陸地方へ昨日ゟ出立申候新潟富山石川福井岐阜也今度ハ地 ○ ノ創業ノ際故尤有益被存候多少見聞もテ左程心配スル位ノ事ニも無之市長ハ先是迠ノ区長ニ落ソウナル由知事話也其方カ□□者ニテ結好被存候扨過日地 町村制施行準備の慌ただしさについては、大森鍾一が中山寛六郎に宛て次のように報じている。 ク直ニ決裁可ニナリ候横浜ハ市議員ノ選挙ハ地主派ト貿易商派ト競争甚ク為メニ騒立申候候得共是ハ不得已状況ニ 候市長ノ選挙も仙台常熊本水戸福井其他已ニ相済○印ハ裁可相成投票最多ノ者即知事も適任ト見ルモノニテ首尾好 ……○町村制ノ実施も前ニ御報告申上候通次第ニ相運ヒ即今ハ町村条例ノ許可ヲ求メニ参リ候最中最早数十本出申

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

一六九

 $\mathbb{H}$ テモ県治局ハ目のマワル様也小生も随分今迄ニなき多忙好ト修業相成候 時ハ危篤松方大臣ノ命ニ依リ小生見舞ニ参申候御深切ヲ尽サレ本人感泣書記官始メ一同心配加養ニ手ヲ尽申候先今 ヲ考候間卑見書キ取委員長へ出申候是ハ別ニ可申上候将関口静岡県知事先日負傷此事ハ新聞ニテ御承知可被成候 足ト相成候郡長及第者至而少ク存候且過般神奈川県へ出も試験ノ実況見聞ノ為メ罷越申候頗ル今ノ試験法方ノ得失 ノ旅相成又々何レカ被参度様話聞ソコデ小生今度ノ出張ニ付帰リ次第ニ可相成哉同君も此頃ハ種々忙敷様子省中ニ 有之猶次便可申上候郡長試験此程譬謂相済昨今点数取調中也小生者今日ニテ受持丈相済次官ノ許可ヲ得テ明朝 ハ命ハ救リ可申仕合存候小松原君山陽地方巡回相済此程帰京□地説不少末松君此程結婚目出度相済□の如ク微行

似一ツ二ツアリシノミ未タ兆候ナシ「マニラ」ニて出候様子直ニ港々へ注意ヲ発セリ○目白奧方御清壮イツモ御機 ニ害セズ又川ニ出水も少シ岐阜ハ少シ破堤アリ ♂ 先年ノ所トハ違ひ格別ノ事ナシコレラハドウカト案居候得共類 参候得共□ヅカラ故出不相成候自然両省ノ間電話機出来≧╬╬╬が便利ヲ極申候此程来天気不順雨勝ナレ吒未タ農業 広橋君大勉強御陰ニテ助リ申候次官ニモ遅クマテ出仕相成居随分御苦労ニ被存候大臣ハ両省故毎日ト申候訳ニハ不 嫌好被為入候間御安意可被成其他公私内外先パ無事ニ付余ハ次便可申上候□□前段件□宜ク 閣下へ御申

置可被下候 廿二年五月十一日 匆々頓首

鍾 拝

-山老台

科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)。 ·明治二二年五月一一日付中山寛六郎宛大森鍾一書簡」(『中山寛六郎関係文書』3-272(東京大学大学院法学政治学研究

次のように述べる。 小松原英太郎は、 中山寛六郎に宛てて、 明治二一 (一八八八) 年夏の郡制・ 府県制調査時と比較して、 その忙しさを

之郡制府県制調査之下働之様ナ ○ 事者無之ト存候……此頃者内務省者市制町村制施行ニ付条例之認可ヤラ市町村之選挙之証ヤラニ而実ニ多忙相極居申候併シ昨年夏

題」(『中央史学』八号、一九八五年)、長井純市「山県有朋と地方自治制度確立事業―明治二一年の洋行を中心として―」 究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)。なお、 明治二二年六月一九日付中山寛六郎宛小松原英太郎書簡」『中山寛六郎関係文書』3-313(東京大学大学院法学政治学研 安藤陽子「山県内相の欧州視察と府県制・郡制草案の編纂問

(『史学雑誌』第一○○編第四号、一九九一年)など参照。 これ以外では、たとえば、官有財産管理の権限をめぐり、 内務省は大蔵省との間で争っている。その様子を、 内務次

官芳川顕正は、

山県に宛てて次の様に報告している。

於テ別ニ御意見モ無之哉右案ハ即今井上大臣ノ手ニ留置カレ候由何レニモ今猶一二月ノ後ニ非レハ確定相成間敷哉 請求候処官有財産ノ整理ヲ計画スルハ ○急務タルヲ以テ猶予スヘキニ非ストノ議ニ依リ遂ニ小官ノ請求ハ容レラレ モ無之候得共此件ハ御帰朝ヲ待テ決定セラル、モ敢テ遅シトセサル可キニ付キ願クハ暫ク発表ヲ見合セラレ度ト迄 知致サ、ル事故今更頗ル惑ヲ生候事ニ有之乍去松方大臣ニハ閣下ト御協議済トノ事ニ付テハ此上強テ論ス可キ義ニ ントスルノ旨趣ニ外ナラス且大蔵省提出ノ条例ニ就テハ曩ニ閣下ニ協議ヲ尽サレタレハ固ヨリ閣下ノ承知セラル 利ナルカ将タ従来ノ制ヲ存シテ土地丈ケハ内務省ノ所管トスルノ便ナルカ両途何レナリトモ閣議ノ決スル所ニ任セ ノ斯ク両案ヲ以テ同時ニ提出セラル、所以ノモノハ今日官有財産ノ整理ヲ計ルカ為メニハ之ヲ大蔵省ニ統轄スルノ 本省所管ノ事務ヲ以テ大蔵省ニ移スニ当リ即両省ノ間権限 渉リ独リ土地ノミノ事ニ非スト雖モ其土地ニ係ル部分ハ即全ク本省提出ノ条例ト重複シ又抵触スルヲ免レス且従来 セラレ候然ルニ此程大蔵省ヨリハ別ニ官有財産管理条例ナルモノヲ提出相成居候由此条例ハ固ヨリ官有財産全体ニ 官有地管理条例ノ義ハ客歳命ヲ受ケテ立案シ御発程前御一覧ヲ経爾来夫々審議ヲ尽シ過般松方大臣ヨリ閣議 ス今更奈何トモス可キ様無之候右ハ前述ノ通御協議済ノ事ニハ相違ナカルヘクト存候得共果シテ前段ノ成リ行キニ ハ地籍条例案ニシテ該条例中ニハ官有地管理ノ事ニハ及ハサリシ哉ニ有之候得共右等ノ事ハ御出発前 (二テ当時其草案ヲ以テ小松原大森等ニモ示シ置キタル事モ有之由同大臣ヨリ申サルレ氏小松原等ニ示サレタルモ 一ノ伸縮ニ係リ深ク考慮ス可キ事ニ被存候然ルニ松方大臣

【務省罫紙)

・存候間万一御意見ノ義モ被為在候得ハ至急御内示ヲ乞ヒ度右顛末ヲ記シ報告旁高慮ヲ煩候

眀

治地方制度の成立とその特徴(七・完)

―府県制の成立―

(郡制府県制他)」(山県有朋宛芳川内務次官報告書)(『中山寛六郎関係文書』6-404(東京大学大学院法学政治

 $\widehat{26}$ 学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)。 「明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。なお、『大森文書』二九には、

じであるが、後ろに編綴された草案には、表紙に「十二月廿八日法制局ニ於テ会同協議最終決定之分」及び「○印ハ法 明治二十二年十一月 府県制」と表紙に印字された府県制草案二種類が編綴されている。印字された条文はいずれも同

制局ニ於テ郡制ト対照之上更ニ修正ヲ加ヘタリ」と加筆されている。前に編綴された草案が、本稿でいう「明治二三年 一一月案」、後ろに編綴された法案が、後述する「法制局内務省会同協議案」である。

じられている。明治二一(一八八八)年一○月、府県制・郡制「内閣原案」が元老院で審議された際には、小松原は内 省参事官となり、明治二一(一八八八)年四月、地方制度臨時取調委員を命じられ、翌五月には、内務大臣秘書官に任 調査委員であった大森鍾一が地方制度調査のため明治一八(一八八五)年にドイツに派遣されるが、その時、 閣委員に任命されている。ちなみに、この時の内閣委員は、番外一番が法制局参事官股野琢、番外二番は内務省参事官 今回は、編纂作業にほとんど関与していないと思われることである。小松原は、明治一七(一八八四)年から同二○ 六月から七月頃にかけて、 荒川邦蔵、番外三番が内務大臣秘書官小松原英太郎、番外四番は内務省県治局長末松謙澄である。府県制・郡制 プロイセンの地方自治制度などを大森と共に調査している。明治二〇(一八八七)年一一月の帰国後、小松原は、 (一八八七) 年にかけ、外務書記官、公使館書記官さらには代理公使としてベルリン府公使館に派遣されている。 この時期の府県制編纂作業で注目したいのは、「内閣原案」作成に中心的な役割を果たしたと思われる小松原英太郎が 井上毅率いる法制局が、府県制・郡制法案作成に深く関与する。この時期を前後して、 小松原はその中心であったと推測される。前稿で指摘したように、明治二二(一八八九)年

センター原資料部所蔵)と述べている。ちなみに、小松原は、明治二二(一八八九)年七月一一日に内務省官制調査掛 (一八八九)年六月一九日付小松原英太郎書簡のなかで、小松原は、「郡制府県制も漸ク伊藤[ 原は府県制・郡制編纂作業にあまり携わらなくなったのではないかと思われる。渡欧中の中山寛六郎に宛てた明治二三 寬六郎宛小松原英太郎書簡」『中山寬六郎関係文書』6-313、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料 趣ニ御座候。併シ元之草案とは全ク相変り候哉ニ承申候。野生は其後関係不仕候。」(「明治二二年六月一九日付中

を命じられている

荒川邦蔵は、 山県有朋に従って欧洲を巡遊するが、 山県帰国後も欧洲に残り府県制編纂作業には加わってい

後述するように、明治二三(一八九○)年二月一○日、府県制・郡制法案は元老院の議定に付されているが、この

内閣委員に任命されたのは、内務省県治局長末松謙澄と法制局書記官水野遵であった。 以上の経緯につき、小松原英太郎君伝記編纂実行委員会編『伝記叢書55 小松原英太郎君事略』(大空社、一九八八

年)、「第五百九十一号議案 府県制」明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、 一九八八年)、「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、山中永之佑監修『近

制草案の編纂問題」『中央史学』第八号(一九八五年)、拙稿「明治地方制度の成立とその特徴(六)―府県制編纂への 代日本地方自治立法資料集成』二(明治中期編)(弘文堂、一九九四年)、安藤陽子「山県内相の欧州視察と府県制・郡 新たな出発―」『島大法学』第四八巻第四号(二〇〇五年)など参照。

七日付松方正義宛芳川顕正書簡」(大久保達正監修『松方正義関係文書』第九巻(大東文化大学東洋研究所、 なお、山県有朋は、帰国後直ちに政務に復帰する様子を見せなかった。内務次官芳川顕正は、「明治(二二) 年一〇月

年、三一七頁)のなかで、帰国直後の山県が内務省に出省せず、また、内務行政の事務引き継ぎに不熱心な様子を松方 正義に伝えている。この間の山県の動静については、徳富猪一郎編述『公爵山縣有朋伝』中巻(原書房、 ○五○―一○八六頁など参照

 $\widehat{28}$ 明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。

29 拙稿「明治地方制度の成立とその特徴(三)――府県制内閣原案をめぐる論争――」『島大法学』第三九巻第四号など参照 「内閣原案」第八条は以下の規定である。

府県ニ於テハ其府県ノ設置ニ係ル営造物ニ関シ規則ヲ設クルコトヲ得 ケテ之ヲ規定スルコトヲ得 府県ノ公共事務ニシテ此法律中ニ明文ナク又ハ特例ヲ設クルコトヲ許セル事項ハ府県ニ於テ特ニ条例ヲ設

府県条例及規則ハ法律命令ニ抵触スルコトヲ得ス

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)――府県制の成立―

# 府県条例及規則ハ府県ノ公告式ニ依リ之ヲ公告ス可シ

第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)九六頁。 京市政調査会市政専門図書館所蔵)、「第五百九十一号議案 |府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六 (国立公文書館所蔵) 。なお、「府県制」『大森文書』二九 (東 府県制 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期

- 30 拙稿 「明治地方制度の成立とその特徴 (六) ― −府県制編纂への新たな出発−−−」『島大法学」 第四八巻第四号 (二○○五
- 31 第二条の規定をうけ、「明治二二年一一月案」では、府県会の議決権限を列挙した第一六条第一項に、「一 新二第二 「府県制案」『大隈文書』A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)。
- 条ノ規則ヲ設ケ並 ○改正廃止スル事」との項目が置かれている。また、内務大臣の認可権に関わり、第八九条第一項第 号「罰金ヲ付シタル規則ヲ設ケ及改正スル事其廃止スルモノハ報告ニ止ム」などが規定されている。「明治二十二年
- 十一月 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。なお、「府県制」『大森文書』 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)など参照
- 後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)九六—九七頁。 二九 (東京市政調査会市政専門図書館所蔵)、「第五百九十一号議案 府県制」明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記
- 35 断りなき限り『法令全書』による 「府県制案」『大隈文書』 A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)。

 $\widehat{34}$ 

内閣官報局編『明治年間

法令全書』明治二十一年-1(原書房、

一九七八年)三頁・五頁。

以下、

法令に関しては

33

- 36 で規定された被選挙者の納税要件と同額である。 なお、この一○円という納税要件は、明治一一(一八七八)年制定の太政官布告第一八号府県会規則第一三条第一項
- 37 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。
- 38 |府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。なお、「府県制」『大森文書』 明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。

- 一九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)、「第五百九十一号議案 府県制」明治法制経済史研究所編
- 後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)九六―九七頁
- 41  $\widehat{40}$ 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 「府県制案」『大隈文書』A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)。 なお、 山中永之佑監修

 $\widehat{42}$ 「明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。

|本地方自治立法資料集成』2(明治中期編)(弘文堂、一九九四年)六一八頁。

- 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。なお、「府県制」『大森文書
- $\widehat{43}$ 二九 (東京市政調査会市政専門図書館所蔵)、「第五百九十一号議案 府県制」明治法制経済史研究所編
- $\widehat{44}$ 府県会議長をめぐり、井上毅は、次のように批判する。 府県知事ハ府県会ノ議長タリ此ノ事表面ノ皮悪ニ於テハ府県知事ヲシテ府県会ヲ制御スルノ権ヲ握ラシムル

後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)九八頁。

- 官トシテ毅然トシテ断行スルノ人ハ千百ノ十一ヲ得ルコトヲ望ム可ラス加之其過半ハ議会ノ愚弄物トナリテ止マン ヲ麻痺セシムルノ結果ヲ生スルコト疑ナシ蓋出テハ議場ヲ整理シ論断穏当ニシテ ○衆望ヲ失ハス入テハ行政上ノ長 其ノ好意ヲ買ハンコトヲ務ルノ傾向ヲ取ラシムルモノナリ行政長官ヲシテ会議ノ議長タラシムルハ其 モノ、如シ然ルニ実際ノ結果ハ必然ニ府県会知事ヲシテ府県会ノ機関タラシメ更ニ言へハ府県会ノ奴隷トシテ以テ
- 三三頁。なお、伊藤博文編『秘書類纂 井上毅「府県制ニ対スルノ杞憂」井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇』第二(國學院大學図書館、一九六八年) 法制関係資料』下巻(原書房、一九六九年)二九四—二九五頁、山中永之佑監修『近
- 45 「府県制案」『大隈文書』A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)。

代日本地方自治立法資料集成』2(明治中期編)(弘文堂、

一九九四年)四七一頁。

- 47 46 |明治二十二年十一月||府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)など参照
- 明治二二年五月一五日付芳川顕正宛山県有朋電報」『中山寛六郎関係文書』6-149(東京大学大学院法学政治学研究科

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

島大法学第五一巻二号

八号(一九八五年)六五頁、拙稿「明治地方制度の成立とその特徴(六) 第三○冊(国立国会図書館憲政資料室所蔵)、安藤陽子「山県有朋の欧州視察と府県制・郡制草案の編纂問題」『中央史学 府県制編纂への新たな出発-

49 学』第四八巻第四号(二〇〇五年)五九―六六頁など参照。 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

50 **[府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「明治二十二年十一月** 

51 『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵) **[府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。なお、** など参照 「第五百九十

52 府県制 「府県制案」『大隈文書』 A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)。 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』 後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、 一九八八年)

 $\widehat{53}$ 名誉職参事会員の選出について、「内閣原案」の規定は以下のとおりであった。 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

第三十九条 名誉職参事会員ハ府県会之ヲ選挙ス

其他府県会ハ名誉職参事会員ノ代理者四名ヲ選挙ス但東京府京都府大坂府ニ於テハ八名トス 名誉職参事会員及其代理者ハ府県会ニ被選挙権ヲ有スル府県住民中年齢満三十歳以上ノ者ヨリ之ヲ選挙ス 検察官、

名誉職参事会員及其代理者ハ第十一条第三項ニ掲載スル職ヲ兼ヌルコトヲ得ス郡長、 警察官吏、

府県制」明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、 府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』 侶其他諸宗教師並小学校教員ハ参事会員及其代理者タルコトヲ得ス其他官吏ニシテ当選シ之ニ応セントスルトキ ハ所属長官ノ許可ヲ受ク可シ 第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。なお、「第五百九十一号議案 一九八八年) 一〇〇頁

ちなみに、市制で府県参事会の裁決事項とされていたのは次の通り。第五条「市ノ境界ニ関スル争論」、第八条第四項「前

55

之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ更メサルトキハ府県参事会ノ裁決ヲ請フ可シ……」、第六五条第四項「市参事会ノ議決其権限 第三五条第二項「市会ノ裁決 項市会ノ議決 課及び市の営造物、 ムル給与ニ関シテ異議アルトキハ関係者ノ申立ニ依リ府県参事会之ヲ裁決ス……」、第一○五条第二項「前項 示シテ議決ノ執行ヲ停止シ府県参事会ノ裁決ヲ請フ可シ……」、第七八条「有給吏員ノ給料、 ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公衆ノ利益ヲ害スト認ムルトキハ市長ハ自己ノ意見ニ由リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ由リ理由 アル者ハ府県参事会ニ訴願シ……」、第六四条第一項第一号「……若シ市会ノ議決其権限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公衆 訴願シ……」、第五七条第二項 「(市名誉職参事会員の─居石) 条) 二関スル訴願 者に対する議決―居石)ニ不服アル者ハ郡参事会ニ訴願シ其郡参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ……」、 事会ノ裁決ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ……」、第八条第四項「前項町村会ノ議決(名誉職拒辞又は任期中の退職 ノ利益ヲ害スト認ムルトキハ市参事会ハ自己ノ意見ニ由リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ由リ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止 立ニ依リ郡参事会之ヲ裁決ス其郡参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ……」、第一〇五条第二項 | 前項 選挙人名簿ノ正否並其等級ノ当否、代理ヲ以テ執行スル選挙権(第十二条第二項)及町村会議員選挙ノ効力 「町村ノ境界ニ関スル争論ハ郡参事会之ヲ裁決ス其数郡ニ渉リ若クハ市ノ境界ニ渉ルモノハ府県参事会之ヲ裁決ス其郡参 就職後其要件ヲ失フ者アルトキハ其人ノ当選ハ効力ヲ失フモノトス其要件ノ有無ハ市参事会之ヲ議決ス其議決ニ不服 府県知事其審問ヲ為シ府県参事会之ヲ裁決ス……」、第一二五条「市吏員及使丁其職務ヲ尽サス又ハ権限ヲ越エタル アル者ハ府県参事会ニ訴願シ……」、第一二四条第一項第四号「(府県知事による懲戒処分に対する―居石) 代理による選挙権及市会議員選挙の効力に関して出された訴願に対する裁決―居石)ニ不服アル者ハ府県参事会ニ . カ為メ市ニ対シテ賠償ス可キコトアルトキハ府県参事会之ヲ裁決ス……」などがある。町村制に関しては (名誉職拒辞者及び任期中退職者に対する市会の議決―居石)ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ……」、 「町村会若クハ町村長ノ裁決 第七八条 | に関する裁決―居石)ニ不服アル者ハ郡参事会ニ訴願シ其郡参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ府県参事 市有財産並びにその所得を使用する権利に関する訴願に対する市参事会の裁決―居石) 「有給吏員ノ給料、 (市住民及公民たる権利の有無、 (同条第一項「町村住民及公民タル権利ノ有無、選挙権及被選挙権ノ有無 退隠料其他第七十五条ニ定ムル給与ニ関シテ異議アルトキハ関係者 選挙権及被選挙権の有無、 当選者中其資格ノ要件ヲ有セサル者アルコトヲ発見シ又 選挙人名簿の正否並等級の当 退隱料其他第七十五条二定 ノ裁決ニ不 懲戒裁判

|治地方制度の成立とその特徴(七・完)||府県制の成立||

七八

訴願シ……」、第一二九条「町村吏員及使丁其職務ヲ尽サス又ハ権限ヲ越エタル事アルカ為メ町村ニ対シテ賠償ス可キコ 示シテ其支出額ヲ定額予算表ニ加ヘ又ハ臨時支出セシム可シ」との処分―居石)ニ不服アルトキハ府県参事会ニ訴願シ 当該官庁ノ職権ニ依テ命令スル所ノ支出ヲ定額予算ニ載セス又ハ臨時之ヲ承認セス又ハ実行セサルトキハ郡長 願シ……」、 ヲ除クノ外凡町村ノ行政ニ関スル郡長若クハ郡参事会ノ処分若クハ裁決ニ不服アル者ハ府県知事若クハ府県参事会ニ訴 事会ニ訴願シ其郡参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ府県参事会ニ訴願シ……」、第一二○条「此法律中別段ノ規定アル場合 トアルトキハ郡参事会之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ七日以内ニ府県参事 第一二八条第二項第四号「懲戒裁判ハ郡長其審問ヲ為シ郡参事会之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ府県参事会ニ 課及町村ノ営造物、 第一二三条第二項「町村又ハ其組合ニ於テ前項ノ処分(「町村又ハ其組合ニ於テ法律勅令ニ依テ負 町村有ノ財産並其所得ヲ使用スル権利ニ関スル訴願」―居石)ノ裁決ニ不服 アル ハ理由

 $\widehat{56}$ 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)一〇〇頁など参照 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「第五百九十一号議案

会ニ訴願シ……」など。

57 場合には、高等官は議決に加われないことになっていた。「明治二十二年十一月 ハラサルモノトス」とあり、「府県会ノ権限ニ属スル事件ニシテ臨時急施ヲ要スルモノアルトキ府県会ニ代テ議決ヲ為ス」 ただし、「明治二二年一一月案」第四五条第一項但書「但第四十二条第二ノ議決ヲ為ストキハ高等官会員ハ其議決ニ加 明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 府県制」『大森文書』二九(東京市

59 ルニ小官最初取調ノ際日本地方状況ノ漫ニ極端ニ趨リ易キヲ憂へ右会員中ニ官吏一名ヲ加ヘンコトヲ欲シ一里之ヲ草案 洲巡遊中の山県有朋は、 名誉職参事会員四名ヲ以テ之ヲ組織ス但名誉職参事会員ハ郡条例ヲ以テ其定員ヲ増加スルコトヲ得」と定めていた。欧 郡参事会についても一言の必要があろう。ちなみに、郡制「内閣原案」は、 査会市政専門図書館所蔵)など参照 ハ此参事会ニ在リトス今此参事会員ニシテ将来有益物タルト有害物ナルトハ会員其人ヲ得ルト否トニ有之然 芳川顕正に宛てた書簡のなかで、「郡制草案ニ拠レハ郡参事会ハ郡長ノ外公選会員四名タリ元来 第五〇条で「郡ニ郡参事会ヲ置キ郡長及

二記載シタルコトモアリシガ孛国ノ実況ヲ視察シ猶又或ル識者ノ意見ヲ聞キ参事会ノ組織ニ多少ノ修正ヲ加フルノ必要

議筆記』後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)八七頁、「明治二二年五月二二日付芳川顕正宛山縣有朋書 第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「第五百九十号議案 も加えることにより、 府県知事之ヲ選定ス」と修正するものであった。議会選出の名誉職会員だけでなく、郡長推薦・府県知事選任の会員を ヲ以テ之ヲ組織ス」とし、第五一条第一項を「名誉職参事会員四名ハ郡会之ヲ選挙シニ名ハ郡長郡会議員中ヨリ推薦シ ヲ感セリ」と述べ、内閣原案への修正案を提示する。それは、第五○条を「郡ニ郡参事会ヲ置キ郡長及名誉職会員六名 議論が「極端ニ趨」らないようにしようとしているのである。「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚 郡制」明治法制経済史研究所編『元老院会

府県制編纂への新たな出発――」『島大法学』第四八巻第四号(二〇〇五年)六〇―六二頁など参照

簡」『井上馨関係文書』第三○冊(国立国会図書館憲政資料室所蔵)、拙稿「明治地方制度の成立とその特徴

 $\widehat{61}$ 60 府県制」明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)一〇二頁。 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。なお、「第五百九十一号議案 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。なお、「第五百九十一号議案 明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。

63  $\widehat{62}$ 府県制」明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期第三三巻(元老院会議筆記刊行会、一九八八年)一〇八頁。 「府県制案」『大隈文書』A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)など参照

- 65  $\widehat{64}$ |府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。
- $\widehat{66}$ 明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。
- (8)「府県制案」『大隈文書』A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)。
- $\widehat{68}$ 府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)
- 「府県制案」『大隈文書』 A2612-3(早稲田大学図書館所蔵)など参照 明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九 (東京市政調査会市政専門図書館所蔵)

### 有二点

- (1)「明治(二二)年(一一)月八日付伊藤博文宛末松謙澄書簡」伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第五巻 (塙書房、一九七七年)三九九頁。なお、山中永之佑監修『近代日本地方自治立法史料集成』2(明治中期編)(弘文堂、 九九四年)五四六―五四七頁、長井純市「山形有朋と地方自治制度確立事業――明治二一年の洋行を中心として――」
- (『史学雑誌』第一○○編第四号、一九九一年)一六―一七頁。 「明治(二二)年一二月四日付伊藤博文宛井上毅書簡」井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』第四
- 3 四〇一—四〇二頁、山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成』2(明治中期編)(弘文堂、一九九四年)五四八頁。 學図書館、一九七一年)一六五頁。なお、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第一巻(塙書房、一九七三年) 同」伊藤博文編『秘書類纂 法制関係資料』下巻(原書房、一九六九年)、拙稿「明治地方制度の成立とその特徴(三) 井上毅「府県制ニ対スルノ杞憂」井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇』第二(國學院大學図書館、一九六八年)、
- 4 三十歳以上ニシテ選挙人名簿調製ノ期日ヨリ前満一年以上其ノ選挙府県内ニ於テ直接国税十五円以上ヲ納メ仍引続キ納ムル 明治二二(一八八九)年法律第三号(衆議院議員選挙法)第八条では、「被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子満 府県制内閣原案をめぐる論争――」『島大法学』第三九巻第四号(一九九六年)など参照。
- 5 者タルヘシ/但シ所得税ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前満三年以上之ヲ納メ仍引続キ納ムル者ニ限ル」と規定されている。 一九七七年)四〇〇頁。なお、山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成』2(明治中期編)(弘文堂、 「明治 (二二) 年一二月九日付伊藤博文宛末松謙澄書簡] 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第五巻 (塙書房)
- 6 この修正案を「明治二十二年十一月 府県制 (会同協議案)」と注記する。 「明治二十二年十一月 府県制 (会同協議案)」『大森文書』二九 (東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。なお、本稿では

年) 五四九頁

- 制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 「明治二十二年十一月 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。なお、「府県
- 8 地方官ハ一定之公令を望候由ニ承候、御省ゟ省令を被発歟、又ハ勅令ニいたし可申、 小松原英太郎宛井上毅書簡の中で、「郡制ハ七日ゟ会議相始候様法制局員へ申付置候、貴族院多額納税者選挙之事ニ付 御取しらへ之案至急御廻奉冀候

との文言がある。「明治(二三)年一月六日付小松原英太郎宛井上毅書簡」井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 一九七一年)四一一頁。郡制との調整は、これ以後行われたと思われる。

9 第四(國學院大學図書館、 「明治二十二年十一月 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。

- $\widehat{10}$ 制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 規則制定権の否定に伴い、他の条項にも修正が加えられた。すなわち、第一六条第一項第一号により府県会に認めら
- 二十二年十一月 れていた規則制定権が削除された。また、内務大臣の認可を要する府県会の議決事項として第八九条で挙げられていた もののうち、第一号「罰金ヲ付シタル規則ヲ設ケ及改正スル事其廃止スルモノハ報告ニ止ム」も削除されている。「明治 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)、「府県制郡制ヲ定ム」
- 11 12 制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 「明治二十二年十一月 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 ·公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)など参照。 印刷。「明治二十二年十一月 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 なお、 なお、 「府県
- 13 府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 衆議院議員選挙法は、第一三条で、府県会議員との兼職を禁じていた。第五項但書追加は、 衆議院議員選挙法の例外
- $\widehat{14}$ を規定するものであった。 制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 「明治二十二年十一月 府県制 (会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 なお、 「府県
- 府県知事を議長とすることに末松謙澄が消極的であったことも、山県には不利に働いたであろう。本稿一三九―一四二
- 制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六 |明治二十二年十一月 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 (国立公文書館所蔵) なお、
- <u>17</u> 「明治二十二年十一月 |郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 府県制 (会同協議案)」 『大森文書』二九 (東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 なお、 一府県

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立― (居石)

18

制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 「明治二十二年十一月 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。なお、

京市政調査会市政専門図書館所蔵)など参照 この修正と関連あるものとして、第三九条(修正前第四〇条)第一項への修正があげられる。 同条第二項の墨筆は、「明治二二年一一月案」段階ですでに存在する。「明治二十二年十一月 府県制」『大森文書』二九(東

<u>19</u>

事ニ於テ補充員中当選ノ順次ニ依リ之ヲ補充スヘシ「但其既ニ補充シタルモノハ前任者ノ任期中在職スルモノトス」

郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 「法制局内務省会同協議案」では、名誉職参事会員補充員の数を、「四名以下」から一旦「六名」と修正し、さらにそれを「四 明治二十二年十一月 府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。なお、「府県制

名」に再修正している。 修正の内、「名誉職」との文言修正は「明治二二年一一月案」段階で既に加えられているものである。「明治二十二年

20 年)五八―六六頁など参照 十一月 府県制」『大森鍾一文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)など参照 拙稿 「明治地方制度の成立とその特徴 (六) ──府県制編纂への新たな出発──」 『島大法学』 第四八巻第四号 (二○○五

 $\widehat{21}$ 査委員案」のなかで採用されている。「明治二二年一一月案」第七八条及び「法制局内務省会同協議案」第七七条 府県知事が参事会の議長となることについては、「調査委員案」も含め、すべての法案で採り入れられなかった。 なお、本稿では特に紹介していないが、井上毅は、府県収入役を設置することも批判していた。これは、すでに「調

定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「明治二十二年十一月 府県制 前第七八条)でも、「調査委員案」同様、「会計事務ヲ管理スル官吏」がおかれている。拙稿「明治地方制度の成立とそ 『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)など参照 |府県制編纂への新たな出発──||『島大法学』第四八巻第四号(二○○五年)五三頁、「府県制郡制ヲ (会同協議案)

## 第三節

- 1 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。
- 二一八頁、同『明治地方制度成立史』(巌南堂書店、一九六七年)二四一頁など参照。同日、郡制案も元老院の議定に付 生書院、一九七七年)三四二―三四三頁、同『明治地方自治制度の成立過程』(東京市政調査会、一九五五年)二一七― 方自治立法資料集成』 2(明治中期編)(弘文堂、一九九四年)六三七―六三八頁、亀卦川浩『自治五十年史―制度篇―』(文 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、山中永之佑監修『近代日本地
- 3 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

されている。

- 4 料集成』2(明治中期編)(弘文堂、一九九四年)六三八頁など参照 高等官履歴』第三巻(大正ノ一)(東京大学出版会、一九九六年)四六〇頁、山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、『国立公文書館所蔵
- 5 地方制度の成立とその特徴(六)――府県制編纂への新たな出発――」『島大法学』第四八巻第四号(二〇〇五年)四四 委員を命じられていた。また、水野遵は、井上毅の推薦により府県制・郡制草案作成作業に加わっている。拙稿「明治 内務省県治局長末松謙澄は、明治二一(一八八八)年一一月七日、「内閣原案」が元老院で審議されていたときも内閣
- 『明治二十三年 元老院会議筆記一』 (国立公文書館所蔵) によれば、 府県制・郡制に関わる元老院会議筆記は、明治二四(一八九一)年一月の帝国議会議事堂火災により焼失した模様である。

四七頁など参照

会議事堂火災之際初稿再稿共ニ焼失致シ候間此段及御通牒候也 別紙記載之議案及意見書ニ関スル元老院会議筆記ハ昨明治二十三年中既ニ立稿相済居候処其浄写中本年一月帝国議

明治二十四年九月廿九日

貴族院書記官西山眞平

(元老院罫紙

とあり、 焼失した三七の議案及び二○の意見書が列記されている。「一 府県制造」及び「一 郡制売」もこのなかに含

川の場合を中心に―」『神奈川県史研究』四三号(一九八一年)・四四号(一九八一年)、同「日本府県財政における『三 四号(一九六七年)・三六巻一号(一九六八年)、金沢史男「日本府県財政における『三部経済制』の形成・確立―神奈 三部経済制については、高橋 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 誠「『三部経済制』の研究(一)・(二) ―日本地方財政史の一節」『経済志林』三四巻

部経済制』の形成・確立(「財団法人東京市政調査会藤田賞」選考経過と授賞論文の概要)」『都市問題』七三巻七号(一九八二

第一七条)は、「大地主ニ於テ選挙ヲ行フトキハ左ノ規定ニ依ルヘシ」と第一項にあるように、大地主議員選出規定であ **十六条四ヨリ六ニ至ル規定ニ依ルヘシ」と修正された。ちなみに、郡制「法制局内務省会同協議案」第一六条** たとえば、第三条の修正をうけ、 第二五条も修正をうけている。第二五条は、「府県会ニ於テ選挙ヲ行フトキハ郡制第・帰書を書きる。

「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

9

郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)など参照 これ以外では、内務大臣の監督権を定めた第八一条なども修正を受けている。 なお、明治二二(一八八九)年法律第三号「衆議院議員選挙法及附録」・同年法律第六号 府県制「法制局内務省会同協議案」は、この選出方法を府県会議員選挙に適用しようとしていたのである。 「府県会議員選挙規則

 $\widehat{12}$ 11 との関わりについては、後考を俟ちたい。 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六 (国立公文書館所蔵)など参照

制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 "明治二十二年十一月 "府県制(会同協議案)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。

 $\widehat{14}$ 府県制・郡制編纂作業が大詰めを迎えていた時期、山県有朋は、その施行を念頭において作業を進めていく。『大森文書 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

府県制郡制関係]との書き込みがなされている。明治二三(一八九〇)年二月一二日に地方長官会議が開催されているので、 なかに、「府県制郡制ニ関シ内務大臣演説達案」が残されている。これには、「明治二十三年地方官会同ノ節演達案

「廿三年地方官会同ノ節演達案 府県制郡制関係この史料はこのために書かれたものと思われる。

速ニ発令実行セラルヘキハ固ヨリ当然ノ事ニシテ本職ニ於テモ孜々トシテ之ニ従事シタレ圧奈何セン事体ノ関係甚 ル、所ナリ而シテ先キニ市町村制ヲ発セラレ已ニ昨年中各府県共ニ其実施ノ運ニ至リタレハ府県制郡制モ亦相 府県制郡制ノ事ハ前年地方制度編纂ニ着手セシ際ヨリ其綱領ヲ以テ示シ置キタレハ其大要ハ已ニ各位 於テモ必ス精励シテ其実施ニ着手セラルヘク一日モ早ク地方制度実施ノ完全ナル結果ヲ見度キコトハ勿論ナレ托又 村制ヲ実施シタル已上ハ府県制郡制モ共ニ実行セラル、ニ至ラサレハ首尾完全ナラサル訳ナレハ発令ノ上ハ各位ニ 決シ今ヤ元老院ニ下付セラル、ノ運ニ至レリ必ス不日ニ発令セラル、ナルヘシ、今更申マテモナキ事ナレ圧市町

永三男「昭和天皇と地方長官会議-をはじめとする氏の一連の研究がある。ちなみに、「府県制郡制実施ノ準備並市町村制実施ニ関シ大臣訓示案 (大森私稿) |府県制郡制ニ関シ内務大臣演説達案」『大森文書』三五(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。地方長官会議について 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第三巻(大霞会、一九七一年)、など参照。地方長官会議に関しては、 ── 「下問」と「地方事情奏上」の分析──」(『ヒストリア』 一九八号、二○○六年)

茲ニ各位ノ注意ヲ求ムヘキコトアリ……

こちらは、内閣罫紙六枚に書かれている。 『大森文書』七三(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)は、「府県制郡制ニ関シ内務大臣演達案」の大森自筆草稿である。

て地方制度は完全に実施されると述べられている。 ろうとしていたのかについては後考を待ちたい。 は原理を異にするものであった。山県有朋をはじめとする内務省がこの相違をどのように理解し、 | 府県制郡制ニ関シ内務大臣演説達案| では、 地方制度編纂綱領をふまえ、 しかし、実際に編纂されている府県制・郡制法案は、 市制町村制及び府県制・郡制とがあ 地方行政実務にあた 制町村制と いまっ

(居石)

明

☆治地方制度の成立とその特徴(七・完)──府県制の成立──

八六

府県制 制制定が間近いとの情報は、 市井にも流れていた模様である。賀集寅次郎が品川弥二郎に宛てた書

簡 今市制ノ如ク、府県ニ参事員ヲ置キ地方経済ニ係ル政務ニ参判セシムト。果シテ然ラハ今ノ府県会常置委員ヲシテ 寅仄ニ聞ク、政府ハ日ナラスシテ地方制度、 則府県制、 郡制ヲ発布セントスト。而シテ道路ノ伝フル所ニヨ

県郡制ハ大ニ其撰挙区域ヲ広メ博ク其人ヲ得ルノ方法トシ、民情ニ背馳スルナカラン事ヲ。 要スルニ之ヲ概言セハ、今ノ府県会議員ハ被選資格及撰挙法共ニ区域狭隘ニシテ其人ヲ得サルニアリ。庶幾ス、 議シテ人民ノ休戚ニ関スル地方政務ヲ謀ラントス。知事其人ニシテ頗ル困難ノ事ナラスヤ。郡長ニ於ケルモ亦同シ。 へ、今ノ常置委員ノ如キハ多クハ是学識モナク経験モナク、偏ニ一身ノ虚名ヲ博セントスルニ過キス。此等輩ト協 大ニ其権限ヲ広メテ参判セシムルニ同シカラン。而シテ其人モ亦十中ノ七、八ハ現今常置委員其人ナランカ。試ニ思

関係文書』三(山川出版社、 ·明治(二三)年一月二三日付品川弥二郎宛賀集寅次郎書簡」尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編 一九九六年)二〇頁。 『品川弥二郎

16 との見解が述べられている。 収税長をつとめ、淡路紡績会社社長ともなっている 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 『品川弥二郎関係文書』三の編者によれば、賀集寅次郎は兵庫県出身。 なお、 山中永之佑監修 兵庫県三原郡長及び

17 日本地方自治立法資料集成』 2 (明治中期編) (弘文堂、 「元老院修正案」第八二(修正前七九)条第四項は、以下の規定である **訴願及訴訟ヲ提出スルトキハ処分又ハ裁決ノ執行ヲ停止ス但此法律中別ニ規定アルモノ又ハ当該行政官庁ニ於テ其** 一九九四年)六三九頁。 『近代

府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

停止ノ為ニ公益ニ害アリト認ムルトキハ此限ニ在ラス

(印刷

18

内務大臣 外務大臣 内閣総理大臣 明治廿三年三月廿二日 (花)(花)(花) (花) (花) 陸軍大臣 大蔵大臣 配 印第 海軍大臣 司法大臣 印象 文部大臣 農商務大臣 ®∯ (1) (<del>1</del>) (<del>1</del>) 大木議長 逓信大臣 内閣書記官長 内閣書記官 (花押) (花押) **®** (11) (13)

府県制

郡制

右法制局修正ノ通閣議決定ノ上枢密院へ御諮詢ノコトニ上奏相成可然茲ニ閣議ニ供ス

(内閣罫紙)

府県制

郡制

右謹テ上奏シ

陛下ノ裁択ヲ仰キ併セテ枢密院ノ議ニ附セラレンコトヲ請フ

明治二十三年三月二十四日

(内閣罫紙)総理大臣

<u>19</u> 「府県制案」『大隈文書』A-2612(早稲田大学図書館所蔵)。 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

20 明治二一(一八八八)年勅令第二二号枢密院事務章程の関連条項は以下のとおり。

第四条 セシム 議長ハ枢密院ニ到達スルノ事項ハ書記官長ニ下付シテ之ヲ審査セシメ及会議ニ付スヘキ事項ノ報告ヲ調製

議長ハ必要ナリト認ムル場合ニ於テ親ラ報告ノ任ニ当リ又ハ顧問官一人若クハ数人ニ之ヲ任スルコトヲ得ヘシ

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

(居石)

一八八八

第五条 臨時緊急ノ場合ニ於テハ口頭ヲ以テ報告ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ其要領ヲ簡短ニ第八条ニ載スル件名簿ニ 審査報告書ハ報告員ヨリ之ヲ議長ニ提出スヘシ

記入スヘシ

第六条 議長ハ審査報告書ヲ整頓スヘキ期日ヲ限定スルコトヲ得報告ハ成ルヘク速ニ之ヲ調製シテ遷延スルコトヲ

第七条 審査報告書ハ附属文書ト共ニ其会議ヲ開クノ日ヨリ少クモ三日以前ニ之ヲ各員ニ配達スヘシ 内閣ハ至急ヲ要スル事件ニ付其由ヲ通知シ及其会議ノ期日ヲ限定スルコトヲ得

告書」であるとすれば、その日程は、第七条の規定と相違すると思われる。後考を俟ちたい。 大隈に「総委員会修正案」が渡されたのが五月七日、第一読会開催日が五月九日である。「総委員会修正案」が

過般本院ノ諮詢ニ附セラレタル鷲驒別冊ノ通本院ノ決議上奏候間本院事務章程第十三条ニ依リ此段及御通知候也 明治二十三年五月十四日

内閣総理大臣伯爵山縣有朋殿

 $\widehat{21}$ 

関連史料は以下のとおり。

枢密院議長伯爵大木喬任即(枢密院議長之市)

(枢密院罫紙

**慶府県制諮詢ノ命ヲ恪ミ五月九日ヨリ同一三日マテノ間ニ凡ソ三読会議ヲ経議決ノ結果ヲ得タリ即チ別冊原案ヲ墨** 

書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ敬テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰 明治二十三年五月十四日

(枢密院罫紙

枢密院議長伯爵臣大木喬任回

『大隈文書』に遺されている法案と、『公文類聚』に掲

|府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。

「総委員会修正案」の修正過程を叙述するのは難しい。しかし、

載されている法案とを比較すると、『大隈文書』に遺されている史料の方が、修正過程を若干詳しく知ることができる。 たとえば、第五条第四項修正の跡をみてみよう。『大隈文書』中の史料では、

市京都市大阪市ヲ除ク其他ノ部分ニ属スル議員ヲ云フ此法案中東京府京都府大阪府府会ノ市部議員トアルハ東京市京都市大阪市ノ市会議員ヲ云ヒ郡部議員トアルハ東京此法案中東京府京都府大阪府府会ノ市部議員トアルハ東京

「府県制案」『大隈文書』A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)。

印刷

一旦は部分的な修正をうけたのであるが、最終的には、全文削除の棒線が引かれている。これに対し、『公文類聚

二十七条トナル」との記述は、第五条第四項が、字句修正を受けつつ、第二七条の第三項として移動したことを記した 「項の上部に「第二十七条トナル」との墨書があるが、『公文類聚』中の史料には、このような墨書は存在しない。「第

中の史料は、原案に削除の棒線が一本引かれたのみとなっている。さらに、『大隈文書』の史料には削除された第五条第

ものである。『大隈文書』『公文類聚』中の史料とも、第二七条第三項として付加された条文が上部に付箋ではられている。

体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「府県制案」『大隈文書』A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)、「府県制 中の史料は、 下付按)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)など参照。なお、「府県制(枢密院下付按)」『大森文 『大隈文書』に遺されている「枢密院諮詢案」は、議論の経緯をうかがわせる史料である。これに対し、『公文類聚 の表紙には、「枢密院下付按」、表紙の次には「印書 枢密院での修正の結果のみが遺されているといえよう。「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政 枢密院原案」「朱書「枢密院修正」と書かれている。

政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「府県制(枢密院下付按)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館 「府県制案」『大隈文書』A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)。なお、「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一

23 「府県制案」『大隈文書』 A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)、「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門 (国立公文書館所蔵)、「府県制 (枢密院下付按)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵

「府県制案」『大隈文書』 A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)。なお、「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立―

政体門 政体総六 (国立公文書館所蔵)、「府県制 (枢密院下付按)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館

25 郡制十三条 ](修正前第一一条) は次の規定である

町村ニ於テ選挙シタル議員ノ任期ハ六年トシ毎三年其半数ヲ改選ス若其員数二分シ難キトキハ初回ニ於テ多数 一半ヲ解任セシム初回ニ於テ解任スヘキ者ハ郡会議長郡会ニ於テ自ラ抽籤シテ之ヲ定ム 郡会議員ハ名誉職トス

解任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得 大地主ニ於テ選挙シタル議員ノ任期ハ三年トシ毎三年其全数ヲ改選ス

府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)。 なお、「郡制 (枢密院下付案)」『大

26 政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)、「府県制(枢密院下付按)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館 森文書』二八(東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 「府県制案」『大隈文書』A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)。なお、「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻

27 政体総六 (国立公文書館所蔵)、「府県制 「府県制案」『大隈文書』 A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)、「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門 (枢密院下付按)」『大森文書』二九(東京市政調査会市政専門図書館所蔵

 $\widehat{28}$ 「府県制案」『大隈文書』A-2612-1(早稲田大学図書館所蔵)。なお、「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政 本稿一五二―一五三頁など参照

30 削除する。これにより、訴願及び行政訴訟が提起された場合でも、処分及び裁決の執行は停止されないことが原則となる。 それにともない、例外規定をおく必要がなくなり、枢密院は第一四条第三項や第六九条第二項を削除したのではないか。 体門一政体総六 (国立公文書館所蔵)、「府県制 (枢密院下付按)」『大森文書』二九 (東京市政調査会市政専門図書館所蔵)。 この修正に関して推測が許されるとすれば、以下のことが考えられる。執行停止を原則としていた第八二条第四項を

この推測が間違いでないとすれば、枢密院は、行政権の執行に対する住民の権利を弱めるとともに、司法権に対して行 政権の強化をはかったということになる。

- 31 「府県制郡制ヲ定ム」『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)など参照
- $\widehat{32}$ 『公文類聚』第一四編巻一政体門一政体総六(国立公文書館所蔵)など参照 五月一七日、 府県制・郡制は元老院の検視に付され、六月二三日、 元老院は検視・上奏している。「府県制郡制ヲ定ム」

小括

**/** 

(1) 荒川邦蔵の書簡が残されている。

本年春以来朝野之騒動ハ小生等遠隔ノ地ニ於テ殆ト想像シ能ハサレ共爾来日々新聞ノ到着ノミ相待居候最近ノ新聞 ……猶又新聞紙ニ拠レハ久シク絶脈致居候郡制府県制モ蘇生ノ様子ニ相見へ目出度事ニ存候省中ノ事躰ハ兎モ角モ

ニ拠レハ小田原会議トカ申モノ□相開候由何卒早々結局ニ迄至リ候様切望致候……

明治廿二年十二月廿一日

荒川邦蔵 拝

小松原

中山 両賢兄 □前

学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵)。 「明治二二年一二月二一日付小松原英太郎・中山寛六郎宛荒川邦蔵書簡」『中山寛六郎関係文書』3-8(東京大学大学院法

この書簡のなかで、荒川は、条約改正交渉をめぐる日本国内での紛糾を心配しながら、府県制・郡制編纂作業が本格

- 2 的に再開されたことを喜んでいる。 | 拙稿「明治地方制度の成立とその特徴(六)―府県制編纂への新たな出発―」『島大法学』第四八号第四号(二〇〇五
- 3 亀掛川浩『自治五十年史 など参照 制度篇』(文生書院、一九七七年)三四八—三五二頁、同『明治地方制度成立史』(巖南堂書店、

明治地方制度の成立とその特徴(七・完)―府県制の成立― (日

九六七年)三〇八―三一二頁など参照

九

島大法学第五一巻二号

馬場義弘・住友陽文編『近代日本地方自治立法資料集成』2(明治中期編)(弘文堂、一九九四年)編集事業のなか 本稿は、 山中永之佑監修山中永之佑・中尾敏充・白石玲子・居石正和・飯塚一幸・奥村弘・三阪佳弘・中野目徹・

で収集された史料などをもとに構想したものである。記して、編者各位及び史料所蔵者・機関への感謝の意にかえ